

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言意旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
1	R6.10.3	市政懇談会	好地	生涯学習部	スポーツ振興課	屋内ゲートボール場すば一石鳥谷について	すば一石鳥谷はゲートボール専用の施設だが、現在ではグラウンドゴルフ競技とともに使われている。施設の利用回数や利用状況(時間帯ごと等)を伺う。 すば一石鳥谷は、土を敷き詰められた唯一の屋内施設である。ゲートボール競技専用として作られた施設だが、今後多目的に利用できる施設へ見直しはできないか。 見直しが可能であれば子ども達の球技場として冬季期間でも野球やサッカー、テニス等の練習場としての利用のほか、グラウンド整備をしなら体づくりもできる可能性があるが検討をお願いしたい。	「屋内ゲートボール場すば一石鳥谷」は、平成6年3月に社会福祉法人石鳥谷町社会福祉協議会が、日本船舶振興会(現在は日本財団)及び石鳥谷町の補助を受けてゲートボールコート2面を有する屋内ゲートボール場として整備され、平成20年4月1日に社会福祉法人花巻市社会福祉協議会から花巻市へ無償譲渡されたものであり、一般財団法人花巻市スポーツ協会が指定管理を行っている施設である。 屋内ゲートボール場として整備したことから、ゲートボールの利用が主となっており、近年は毎年11月以降にグラウンドゴルフでも利用されている。ここ10年間の利用状況は、平成26年度が5,852人、平成27年度が5,668人、平成28年度が5,461人、平成29年度が5,243人、平成30年度が5,214人、令和元年度が4,634人、令和2年度が3,549人、令和3年度が3,380人、令和4年度が4,299人、令和5年度が4,144人、令和6年度は8月までで1,269人となっている。なお、新型コロナウイルス感染症の影響もあるものとは思っているが、利用者は年々減少傾向となっており、平成26年度と令和5年度を比較すると、1,708人、29.2%の減となっている。 令和5年度の利用状況は、まず、利用団体については、ゲートボールが花巻市ゲートボール協会石鳥谷支部をはじめ、市連連石鳥谷支部、好地地区や三日堀地区など石鳥谷地域の皆様の利用が多く、ほかに北湯口地区の皆様など花巻市内の他地域の皆様にも利用いただいている。グラウンドゴルフについては、石鳥谷グラウンドゴルフ協会と石鳥谷グラウンドゴルフ協会好地支部の2団体となっている。 次に利用日数や利用者数について、ゲートボールのみの利用である4月から10月の7か月間は利用日数が69日、利用者が1,780人で平均すると1か月当たり利用日数が9.9日、利用者が254人、ゲートボールの利用にグラウンドゴルフの利用が加わる11月から3月の5か月間は利用日数が115日、利用者が2,364人(ゲートボール2,141人、グラウンドゴルフ223人)で平均すると1か月当たり利用日数が23日、利用者が473人(ゲートボール428人、グラウンドゴルフ45人)となっている。 また、利用されている時間帯は、8時から15時が多く、場合によっては16時まで使用されることもあるが、夕方から夜間の利用はない状況となっている。これは、施設を整備したところからのことであり、これまでも夜の利用実績はないと伺っている。 今後、多目的に利用できる施設への見直しはできないかとのことであるが、市のスポーツ施設には類似施設として、東和の「毘沙門ドーム」と太田の「高村ドーム」があり、両施設ともゲートボールのほか野球、ソフトボール、ソフトテニスなど様々な競技の練習に利用されている。市としても、今後ゲートボールの競技人口の減少が懸念されること、また、施設を有効に活用する必要があることから、まずはゲートボール協会との合意形成が必要であると考えており、その上で、毘沙門ドームや高村ドームより天井が低いことから、どのように活用できるのかも含めて野球やサッカー、ソフトボール、ソフトテニスなど各競技協会からも意見を聞きながら、防球ネット等の設置など多目的に利用できるような環境整備についての検討を進めることは可能であると考えている。 なお、多目的に利用できる施設となると、中学生や高校生の部活動など夕方以降の利用が増えることが想定される。これまで夜の利用がなかったとのことから、周辺にお住まいの皆様のご理解をいただくことも必要であると考えている。
2	R6.10.3	市政懇談会	好地	生涯学習部	スポーツ振興課	屋内ゲートボール場すば一石鳥谷について	青森県三沢の屋内ゲートボール場は、施設の老朽化による整備の際にグラウンドを土から人工芝にして、通年利用ができる多目的スポーツグラウンドとしたそうである。 ゲートボール協会との協議は必要だと思うが、可能であれば多目的グラウンドとして整備していただければと思っている。	【生涯学習部長】 現在は土のグラウンドということで、ゲートボールをされる方はしっかりと整備をしているが、他の競技に使われた場合に、荒らされるのは困るという話もあるようである。土のままでも多目的とする場合には整備の仕方などをしっかりとする必要はある。 また、人工芝とする場合には、かなりの予算が掛かると見込まれることから、多くの方に利用していただける見込みがないと難しいと思う。 【市長】 室内で色々なことに使えるのはいいと思う。花巻は体育館が結構あるが、屋内の多目的グラウンドのようなものについても実は需要があるのだろうと思う。石鳥谷の方だけでなく、もっと範囲を広げて使うこともあるとすれば、整備することはできるかもしれない。
3	R6.10.3	市政懇談会	好地	生涯学習部	スポーツ振興課	石鳥谷アイスアリーナについて	石鳥谷は子ども達のアイスホッケーが盛んで、夏場は通年でリンクが使用できる盛園に親が送迎し、冬場は石鳥谷アイスアリーナを利用している。 石鳥谷アイスアリーナは夏場はエアコンがなく、過去に緊急避難場所に指定されていた際には、夏場に防災訓練を実施したことがあるが、扇風機を使用しても暑さ対策が難しい施設であった。 現状ではスケート以外の競技に使える可能性は低いと思う。	アイスアリーナについて、スケート以外の使用が難しいことは分かった。
4	R6.10.3	市政懇談会	好地	生涯学習部	スポーツ振興課	屋内ゲートボール場すば一石鳥谷の活用について	すば一石の施設内で、児童を対象とした紙飛行機大会等を開催したり、日曜日の朝に地域の農家等が持ち寄った野菜を販売するイベントで行うことは可能か。	地域行事としてそのようなことを行うのはとても素晴らしいことだと思う。 紙飛行機であれば、ガラスを壊す心配もないので、問題ないと思う。 ゲートボール協会や施設を管理しているスポーツ協会と協議して、判断していただくことだと思う。
5	R6.10.3	市政懇談会	好地	生涯学習部	スポーツ振興課	屋内ゲートボール場すば一石鳥谷の管理について	施設北側の日本庭園風の植栽が荒れており、カエデやツツジも枯れそうになっている。松の木も手入れがされていなかったので、枝を切った方がいいのではないかと、5月にスポーツ振興課に電話した。危なくなければ切らないという回答だったが、現在は伸びて屋根よりも高くなっているので、現地を確認して対処していただきたい。	スポーツ施設については、各地の施設もやはり老朽化が進んでおり、そちらの施設の修繕等に対応しているが、なかなか行き届かないといった現状である。 さらに、周りの木の管理となると、なかなか市でも把握しきれない状況があるので、スポーツ協会とも連携して進めていきたいと思う。 すば一石鳥谷に限らず、体育館や野球場等、スポーツ施設についてお気づきの点があればスポーツ振興課にお知らせいただきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言意旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
6	R6.10.3	市政懇談会	好地	建設部 石鳥谷総合支所	道路課 地域振興課	北上川歴史回廊「水辺プラザ」石鳥谷地区の整備状況について	平成7年に北上川歴史回廊構想が制定され、その拠点として位置づけられた「水辺プラザ」は、親水、自然の学習、休憩、交流・連携、流域・地域の情報発信等を担い、平成13年3月31日までに県内全8か所で懇談会が開催されている。 石鳥谷地区では、国土交通省が実施する事業として、船着場の整備、堤外地板路の整備、親水護岸の整備、親水階段の整備のほか、地元自治体を実施する事業として、高水敷の整備、堤内地側交流施設の拡充(レンタサイクルサービス、艇庫、道の駅石鳥谷)、沿川の亀沼公園の整備が挙げられていた。 平成13年10月23日には、石鳥谷町と国土交通省河川国道事務所により、「石鳥谷水辺プラザ学習室開所式」が開催された。 以上の事から、下記について伺います。 ・国土交通省や地元自治体を実施する事業の進捗状況と今後の予定について。 ・平成20年完成の石鳥谷地区河川改修事業における堤防天端や高水敷からの景観の改善と「水辺プラザ」の連続した整備について。 ・「水辺プラザ」を広く周知するための案内板設置等の検討について。	石鳥谷水辺プラザは平成11年度から平成12年度に親水護岸や船着場、坂路の舗装などの整備をし、平成13年10月に旧石鳥谷町健康管理センターの一部を使用して石鳥谷水辺プラザ学習交流センターを開所したが、建物の老朽化に伴って平成21年7月に閉鎖している。 石鳥谷水辺プラザの整備については、国土交通省及び花巻市(旧石鳥谷町)ともに事業が完了しており、今後整備する予定はない。現在は大正橋公園に接する親水護岸や船着場、公園内には回遊路が整備されていることから、大正橋公園を管理している石鳥谷総合支所地域振興課建設係で維持管理を行っている。 石鳥谷水辺プラザの景観改善については、川辺で樹木が大きくなっており、堤防上から北上川が見えない箇所もあることから、河川を管理している国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所盛岡出張所に確認をしたところ、日常の巡視による状況確認や評価を行い、樹木管理を計画的に効率的かつ効果的な維持管理に努めていくと回答をいただいている。 案内看板について、国では石鳥谷水辺プラザ整備について完了していることから案内看板の設置は行わないとの回答であり、今後は市において案内看板の必要性について検討する。 【懇談会後の対応】 好地地区まちづくり委員会会長、事務局長と案内看板について話し合い、案内看板の必要性、設置場所、規模、掲示内容、活用、管理等について、好地地区まちづくり委員会と市で協議することとしている。 看板設置について国土交通省岩手河川国道事務所盛岡出張所に問い合わせたところ、構造物等の設置については基本的に市町村単位での申請となっている旨の回答があった。
7	R6.10.3	市政懇談会	好地	建設部 石鳥谷総合支所	道路課 地域振興課	北上川歴史回廊「水辺プラザ」石鳥谷地区の整備状況について	2年間かけて好地地区の今後のビジョン作りをした際に、ワークショップ等で皆さんからご意見をいただいたが、そこにお集まりの方々でも「水辺プラザ」について把握できていなかった。せっかく様々な経緯があって、指定されたもので、何とか未来に向けて周知していければという思いで案内看板についてのお話させていただいた。 石鳥谷中学校の東側の堤防から大正橋公園に至るまでの堤防は、様々な方々が利用している。本来、散歩のために作った道ではないが、多くの方々が健康のためとか、あるいは様々な景観を見るということで利用させていただいている。堤防からは早池峰山から岩手山も見えて、大変景観も良く、やはり好地地区としては、未来の子供たちにも良い景観を、そして良い空気を残していきたいと思っている。大雨が降ると、多くのものが引っつかかっていて、景観が悪くなるほか、水位の確認にも支障をきたしている。	整備自体は既に終了していることを説明したところだが、現在、「水辺プラザ」とネットで検索しても、地図上でもそういう名称が出てこないような状況である。これまでの歴史や整備された経緯なども、コミュニティ会議の中でも様々な場面で若い方々にお伝えしていく場の提供をしていただけたら幸いである。歴史を紹介するという意味でも、案内看板設置の必要性というのは非常に重要な役割を持っていると考えているので、管理している国土交通省や関係機関と、今後協議しながら検討させていただきたいと思う。 【懇談会後の対応】 好地地区まちづくり委員会会長、事務局長と案内看板について話し合い、案内看板の必要性、設置場所、規模、掲示内容、活用、管理等について、好地地区まちづくり委員会と市で協議することとしている。 看板設置について国土交通省岩手河川国道事務所盛岡出張所に問い合わせたところ、構造物等の設置については基本的に市町村単位での申請となっている旨の回答があった。
8	R6.10.3	市政懇談会	好地	石鳥谷総合支所	地域振興課	亀沼公園の木造ステージについて	「水辺プラザ」で整備した施設が確認していないが、亀沼公園の木造ステージが破損してロープで規制されている。修繕していただけないか。	亀沼公園は、清掃や除草業務の管理を委託しているものであるが、修繕については現地を確認して検討する。 【懇談会後の対応】 亀沼公園の木造ステージについて現状は、木造ステージが破損し危険性があることを確認し、維持管理している団体からも危険であるとの意見があり、検討の結果、修繕ではなく撤去することを進めている。
9	R6.10.3	市政懇談会	好地	石鳥谷総合支所	地域振興課	水辺プラザ周辺の除草と土地の借用について	5区公民館では水辺プラザ周辺の除草業務を市から請け負っている。業務場所にもちょっとした林があるが、市で切った枝があり、その箇所の草刈りができないので、確認いただきたい。 また、5区公民館では防災用に個人所有の倉庫を借用していたが、返却しなければいけなくなったため、水辺プラザ周辺に移動式コンテナのようなものを置き、防災用品等を置きたいと考えているが、土地の借用は可能か。	現地を確認した上で協議させていただきたい。 【懇談会後の対応】 現地を確認し、除草業務を委託している石鳥谷5区公民館長と業務委託範囲の協議について進める。 5区公民館で備える防災倉庫について、懇談会終了後に公民館長に設置希望場所について尋ねたところ、令和7年3月の公民館総会で決定された後に改めて相談するとの回答であった。
10	R6.10.3	市政懇談会	好地	石鳥谷総合支所	地域振興課	遊歩道北側の管理について	大正橋公園北側の河川敷に水辺プラザ構想の時に造られた遊歩道がある。昨年4月に、その遊歩道北側の土手の木がだいぶ伸びていたので伐採し草刈りも行ったところ、不法投棄と思われる物がたくさん出てきたため警察に通報した。 その際、警察から、市に伐採を依頼するよう助言があり、令和5年4月に石鳥谷総合支所の建設係へ伺って依頼したが、現在も対応されていない。 外来種のツタも生えており、不法投棄の可能性が高い場所であるので、対応をお願いしたい。	【石鳥谷総合支所長】 現地を確認し、不法投棄が行われないように、できることはやっていきたいと思う。 【石鳥谷総合支所地域振興課長】 大正橋公園の除草業務は、グラウンドゴルフ協会に委託している場所と、マレットゴルフ協会に委託している場所があるので、委託範囲を含め現地を確認して対応したいと思う。 【懇談会後の対応】 上好地公民館館長に不法投棄場所を案内していただき現地確認をしたが、不法投棄は確認できなかった。不法投棄場所は除草業務委託範囲外であることを確認した。不法投棄禁止の看板も設置されているが、今後、不法投棄ハットロールを定期的に行うことで進めている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
11	R6.10.3	市政懇談会	好地	建設部 市民生活部 石鳥谷総合支所	道路課 生活環境課 地域振興課	放置されている空き地の管理について	管理されない空き地には毎年雑草や草木が一面に生い茂っている現状である。特に道路に面したところでは草木が道路にはみ出しており、通行車両や歩行者の妨げになっており地域住民からも苦情が出ている。 特に地縁関係の無い方の所有で放置されている場合には近隣者等による対処も難しいため、このような空き地の所有者に対して市ではどのような管理指導を行っているのか伺いたい。	【市民生活部長】 私有地に限らず、草や樹木等の管理は、その土地の所有者又は管理者の責任において行うべきものであり、また、基本的に所有者や管理者以外の者が、個人の所有地の草や樹木等を勝手に伐採したり、剪定したりすることはできないものであり、これは市であっても同様である。 このことから、空き地が私有地である場合は、市が強制力をもって除草や剪定、伐採等をしたり、指導や命令等を行ったりすることはできないものであるため、私有地の除草や竹木の剪定などの管理は、まずは、当事者間で解決していただくことが基本となる。土地の所有者が分からない場合は、法務局において、誰でも交付を受けることができる登記事項証明書により確認することが可能であるので、これまで、市民などからご相談があった際には、その旨をご説明しご対応をいただいているところである。 なお、ご相談者がご高齢であるなど、ご自身でご確認いただくことが困難であるなどのやむを得ない事情がある場合は、市がその所在を調査し、現場確認を行った上で、「現状写真」と「市内の草刈り作業や剪定作業を依頼できる事業者一覧」を同封し、土地の所有者等に対して、適正な管理を促す文書を送付しているところである。 【石鳥谷総合支所長】 管理されていない空き地において、草木が道路にはみ出している箇所の苦情等、問合せいただいた際に、底地が市有地なのか私有地なのかを確認し、私有地からの草木の場合には、その土地所有者で対応いただくよう手紙を出している。 なお、草木の繁茂の状況によって、見通しが悪く、車に草木が接触する等、すでに通行者の支障となり、緊急を要する場合には、事故防止のために市道にはみ出している部分だけを市で対応している。
12	R6.10.3	市政懇談会	好地	建設部 市民生活部 石鳥谷総合支所	道路課 生活環境課 地域振興課	放置されている空き地の管理について	土地の所有者が同じ行政区内の場合は公民館で草刈り等を実施しているが、所有者が他地区という場合が多い。そうした場合、地域に任せきりにされても困るので、市で連絡を取って指導していただきたい。	現地を確認した上で、地域事情も踏まえて協議させていただきたい。
13	R6.10.3	市政懇談会	好地	農業委員会	農業委員会事務局	耕作放棄地について	空き地については市から土地の所有者へ手紙等で通知しているとのことだが、地区内の放置されている農地についても荒れて大変な状態になっており、どうしたらいいかと悩んでいる。	【市民生活部長】 花巻地区でも同様の事例はあり、耕作放棄地で草どころか木も生えている状況という相談もあるようで、農業委員会が所有者に対して適正な管理を依頼する通知を送ったこともあると伺っている。農業委員会に相談いただいて、例えば農業振興地域と位置づけられているかなど、現地を確認することが先決であると考える。 【市長】 花巻市でも大きな問題であり、全国的にも問題となっておりなかなか解決策がない。 農地に関して言えば、例えばリンゴや野菜を作ると米よりも利益は出るので、そうしたことに取り組んでいただければ良いが、問題は人手がかかることである。八重畑や新堀のリンゴはすごく高く売れるが、それでもリンゴ園はどんどん減っている状況である。農業をやる人がいなくなっているので、耕作放棄地がどんどん増えており、それでも土地改良区に賦課金を払わなくてはいけないということで、悩んでいる方がたくさんいる。今の農業委員会の考え方は、農地である以上、実際に農作物を作らなくても草刈りだけはしてもらいたいというお願いしており、そうすることにより耕作放棄地とはみなさないということにしている。真面目な人達は草刈り等をしっかり行っており、子孫に負の遺産を残すということについて悩んでいる人もいる。草を刈れば、土地改良区の受益地のままだなり賦課金がかかってしまう。実際農業も全然できなくてお金も入らないけど、お金だけかかる。草も刈らなくてはいけないということでも悩んでいる方がたくさんいる。ただ地域に住んでいる方は、そういう悩みが目に見えないので、そのまま放置する方がたくさんいる。そういう場所について、花巻市の方で草を刈れるかという、人の土地については勝手に草刈りができないので、手紙で草刈りを願います、あるいはシルバー人材センター等を案内することしかできない。 例えば、熊が出て危険である場合には、地元と話し合って草刈りをすることはあるが、そのような対応は例外である。所有者が草を刈らない場合、例えば市が代わりに草を刈って、その料金は所有者に請求できるようにする等、そのような法律を作ってもらわないとどうしようもなくなっている状況だと思う。市としてはそのようなことも含めて、国に対して要望していく必要があると思っている。
14	R6.10.3	市政懇談会	好地	石鳥谷総合支所	地域振興課	上町公園について	昨年4月に上町公園の入口3か所に、上町公園を利用する方へという看板を設置していただいた。そのうちの1つの北西側の入口に立てた看板が、その後すぐ強い風が吹いて、取れてしまった。5月に入ってから石鳥谷総合支所の建設係に話をしたが、現在も直っておらず、支柱だけが残っている状況なので、修繕をお願いしたい。 また、上町公園にはトイレが2か所にあり、そのうち北側の身障者用トイレの扉が、2、3年前から自動で閉まらなくなっており、こちらも石鳥谷総合支所の建設係に修繕をお願いしていたが直っていないので対応していただきたい。	現地を確認して、早急に対応したいと思う。 【懇談会後の対応】 上好地公民館長と現地確認をした結果、看板については、修繕を行う予定とし、現在見積りを徴収しているところである。北側の身障者用トイレの扉については、傾斜を利用した扉であり、開閉機能に支障は無いが、身障者用トイレ内に使用後の閉扉を促す掲示版の設置を進める。
15	R6.10.3	市政懇談会	好地	石鳥谷総合支所	地域振興課	上町公園について	上町公園を利用する際、車は河川敷に駐車するよう案内看板があるが、小さな子ども連れの家族はそちらを利用せず公園に接続している道路に停めている。河川敷駐車場は公園から距離が長く、仕方がないと思うが、道路に駐車するのは危険なので、公園内に数台の駐車場設置や公園に隣接した駐車場を整備していただきたい。	現地を確認した上で検討させていただきたい。 【懇談会後の対応】 上好地公民館長と現地確認をした。公園内には、大正橋公園駐車場の利用のお願いと道路には駐車しないよう看板を設置しており、小さな子ども連れの方も大正橋公園に駐車いただき公園を利用していただきたいと考えている。公園内の数台の駐車場設置については、公園内から道路への出入り付近に丁字路があり交通事故が危惧されることから、公園内の駐車場は難しいものと考えている。また、公園に隣接した駐車場整備についても用地の確保の必要があり難しいと考えており、大正橋公園の駐車場を利用するよう説明している。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
16	R6.10.3	市政懇談会	好地	石鳥谷総合支	地域振興課	JR石鳥谷駅について	JR石鳥谷駅は無人駅となったが、先日、大雨でダイヤが乱れたときに、駅舎の待合室がとても混雑し、人が入りきれない状態となった。駅舎の事務室も待合室として開放してもらえないものか。	駅の無人化については市が反対してもどうしようもない話であり、JRは特定の駅について特別の配慮することは一切ない。今は外にはトイレを造らなくなり、造る場合は花巻市で造り、管理も市がやることになる。 新花巻駅の釜石線に暖房がないという話があり、JRにその話をしたところ、そもそも決まりでエアコンを入れておらず、入れている場合は人のためではなく、機械を冷やすために置いているということであった。 石鳥谷駅の状況を見て、例えばダイヤの乱れが起きたときに事務室を開放してほしいと言っても、規則上できないのであれば、できないと言われると思う。対応する人がいない状況で、勝手に入って見えないところに入られると危ないために、絶対開かないようにするというのは対応としては予想される。 ご意見のあったことについてはお話しし、見通しが悪くない範囲で開放することはできないか、聞いてみる。また、その際に多少駅の中を改造する必要があるれば、市でお金を出すことも考えられるかもしれない。 もう一つ言えば、今は駅舎の外に時計を置かないのがJRの方針で、現在花巻駅の橋上化の話を進めているが、ここにもJRでは時計を置きたくないということであり、自由通路の部分に花巻市が造る分には構わないということである。こうしたこともあって、JRが事務室の開放を認めることは難しいと思うが、話はする。 【懇談会後の対応状況】 JR東日本盛岡支社へ問い合わせたところ回答は次のとおりであった。 事務室内には運行に必要な機器類があり、待合室として開放するためには移設や隔離(触れられないようにするために囲うなど)の改修費用が発生する。利用客減少に伴い経費を削減している中で、費用をかけて待合室として開放することは難しい。駅舎の構造は明治23年2月営業開始当時のままであり、改修する場合は関係法令の規定に基づき多額の費用が生じる可能性がある。
17	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	地域振興部 東和総合支所	地域づくり課 地域振興課	人口減少に伴う自治会の合併について	全国的に人口減少が続く中、田瀬地区においては人口の減少が激しく、また、高齢化率が市内他地区に比較して著しく高くなっている。地区内には、平均年齢が62歳を超え、高齢化率が60%になっている集落も見られる。 このような状況において、自治会役員の後継問題、自治会費が減ること等による財政問題、自治公民館等の維持管理など、自治会活動を継続していくことが難しくなってきた。 その解決策の一つとして、一定の会員規模を確保するため近接する自治会の合併が考えられる。もとより自治会は地域に住む住民が任意に組織する地縁団体であることは承知しているが、自治会の合併に関する市の考え方について伺いたい。	自治会については、住民の皆様により自主的に組織され、防犯、防災に関する活動、ごみ集積所の設置など地域の住環境の整備といった、さまざまな活動を通じて住民相互の親睦に大きな役割を果たしているほか、市道の草刈りや花壇整備など市と連携した活動も多く、市政の推進に多大なご協力をいただいているところであり、皆様の活動に感謝申し上げます。 少子高齢化の進行による人口減少は、花巻市のみならず全国的な課題となっている。その影響は、自治会の運営にも及んでおり、会員の減少や運営を担う役員の成り手不足など具体的な支障も出てきているものと認識している。 今回、自治会の合併についての考えをテーマとしていただいたが、御意見にもあったように自治会は自主的に組織されているものであり、その運営も独自に行われているものであること、個々の設立に至る過程やこれまで重ねてきた歴史もあることから、市として自治会の合併を促進するという考えを示すことはできないと考えている。 しかし、実際に多くの自治会がこうした課題に直面していることを踏まえ、市としても地域の負担軽減を検討していくこととしており、自治会の合併についても検討すべき項目であるとも認識している。 その上で、自治会の合併については、認可地縁団体として認可を受けている場合を除いて、法令や条例などにより規制されることはないものの、当事者間での話し合い、合意形成が最も重要な点であると考えている。 自治会の合併により想定されるメリットとして、他市の例を参考に考えられるのは会員数が増えて収入が増えること、役員の数も増えるので、負担を分担できることである。一方、デメリットとなり得るのは、規模が大きくなったことにより、事業規模も大きくなるほか、管理する施設も増えてそれに係る負担も増える場合があること、区域が広がることにより、集会の会場までの距離が遠くなることなどが考えられる。 これらはあくまでも一例となるが、こうしたことも踏まえて、それぞれの自治会においても検討を行い、合併を想定する相手方の自治会はもちろんのこと、それぞれの自治会の中でも話し合いを行っていただくことが必要と考えている。 市としても、そうした話し合いの場に参画してまいりたいと考えている。 なお、自治会によっては、課題を同じように抱えながらもこれまでと同じ区域で活動を継続される団体もあることから、そうした団体への支援についても検討をしている。さらには、コミュニティ会議、行政区長の負担軽減についても同様に検討を行っているところであり、ご相談をいただきたいと考えている。 ただし、担い手の確保という観点で若い人達に参画をいただくということについては、非常に難しいことと考えている。
18	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	建設部 東和総合支所	道路課 地域振興課	地域の草刈りについて	今年になってから2世帯が他の地区に引っ越ししてしまっており、花巻でも一番小さい自治会ではないかと思っている。そうした中でも、地域住民で協力して市道、県道の草刈りなどを行っている。最近まで80歳以上の高齢の方にも草刈りをしてもらっていたが、身体的な不調も出てきており、対応が難しくなっている現状がある。	石鳥谷地区には10世帯程度しかないところもあり、一番小さい自治会ではないと思う。 草刈りは他の地区でも大変苦労されている。 私の住んでいる地区は16世帯ほどの自治会だが、高齢の方が個人的に草刈りをしてくださっていた部分について、個人でできなくなってきたから自治会で草刈りをする事とした。その際に、草刈作業量が増えたことから、これまで1時間の作業をしていたところを1時間半に延ばそうという話も出たが、ほとんどの方が70歳を超えている中、作業時間を1時間半とするのは体力的に困難な方が多いため、1時間を超える可能性はあるが、できる範囲で対応しようということになった。 市では、車の運転手が業務の合間に草刈り作業を行っており、人員を1名増やしたところである。地域での対応が難しくなり、市で草刈りをする場所が増えてきているが、作業をする人を探すのも大変な状況である。 地域においても、全て完璧に草刈りをするということはないと思うが、やれる範囲で対応していただきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
19	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	建設部 東和総合支所	建築住宅課 地域振興課	空き家への対応について	民生委員として活動しているが、受け持っている地区には13軒の空き家があり、地域の4割が空き家となっている。 空き家となった以上、その建物は年々朽ち果てていくことが考えられるが、財産関係の問題もあると思うので、むやみに立ち入ることはできないと思う。所有者が亡くなったり、高齢になって施設に入所されるということも増えると思うが、民生委員としてどのように関わっていけばいいのか、助言をいただきたい。	【東和総合支所地域振興課長】 東和地域においては、令和4年度から、土沢に事務所を構える一般社団法人東和作戦会議にて空き家に関する相談に対応いただいている。 地域に空き家がある場合で、所有者が空き家を手放してもいいという考えがあれば東和作戦会議に相談していただくという方法もある。土地や建物の相続の問題もあるかと思うが、そういったことも含めて相談を受付けているので、空き家を譲渡してもいいという話がある場合には、ご相談いただきたい。 【市長】 東と大迫については、移住する方が景色を好む方が多く、移住者が多い地域となっている。 東和作戦会議への相談も多くなっているが、全ての空き家を移住者に利用いただくというのは現実的ではない。 花巻市では空き家バンク制度を行っており、制度が始まってからこれまで200件以上成約されている。空き家バンクに登録いただくことで、田舎に住みたいという方が見つかる可能性はあるので、空き家の所有者の方にはぜひ登録していただきたい。 市に対して管理されていない空き家があると連絡があった場合には、市から所有者に対して草刈り等の管理をお願いする手紙を出しており、併せてシルバー人材センターなど草刈りを行ってくれる業者の紹介も行っているが、相続人が分からない場合などは手の打ちようがない状況である。空き家から道路に木が出てきて危ないといった場合には、その部分だけ市で切ることはあるが、家の中まで手を入れることはできない。 地域としては空き家を放置しておきたくないという気持ちもあるかと思うが、民生委員の方に草刈りをしてもらったりすることはお願いできないと思っている。 もう一つの空き家に対する対応として、空き家対策法に基づき、近隣に危険を及ぼしている空き家を市が所有者に代わって解体する行政代執行があるが、花巻市内で行政代執行を行っているのは上町にあるビルのみである。 このビルについてはアスベストも含まれており、解体するのに1億円以上掛かるが、解体した後の土地を売却しようとしても数百万円にしかならない。この件に関しては周囲に危険が及ぶ可能性があるということで行政代執行をしているものだが、市民の皆様のお金を使って、どんどん解体を進めるということとはできない。 また、法律上も、行政代執行できるのは解体しないと近隣に危険が及ぶ可能性のあるものだけとなっており、草が伸びているといったことを理由に行政代執行することはできないこととなっている。 台温泉の入り口にある古いホテルも解体してほしいと言われているが、解体費用も多額になることから、簡単に処理することができない状況となっており、全国各地でこのような問題が増えている。 市では国に対して空き家を解体する場合の支援をしてほしいと要望しているが、件数も多く、なかなか予算が付かない状況である。
20	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	建設部 東和総合支所	道路課 地域振興課	国道の除草について	国道の除草について、数年前は年に2回行われていたが、今は年に1回しか行われていない。道路にもはみ出してきていて、車の走行にも支障があるが、どこに話をすればいいのか。	三桁国道の管理は原則的には県となっており、県に対応をお願いするしかないが、県では予算の関係で簡単には対応してもらえない。 地域でも困っているということを県に伝えていく。
21	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	市民生活部	生活環境課	一斉清掃の見直しについて	自治会・行政区の合併についてはデメリットの方が多いと感じていて、そう簡単にはいかないと思っているが、合併について検討する前に、市が行う事業の削減について見直しをしても良いのではないかと思う。 例えば、現在、一斉清掃を年3回となっているが、6月、9月の清掃ではほとんどごみが拾えない状況である。 今年の9月の一斉清掃の際には、雨が続いた後で道路脇の草も伸びており、ごみもほとんど見つけられない状態であった。 草刈りについても県道、市道、林道を併せて年3回行っている。 こういった状況が続いているので、年3回の一斉清掃を年2回にしてもいいのではないかと思う。	【東和総合支所市民サービス課長】 区長会議でも、「一斉清掃の回数が多いのではないか。」「4月、6月、9月と間隔が短いため、拾うごみが少ない。」という意見が出されていた。区長会議の場では、市としては年3回で計画をしているが、地域の実情に合わせて、区長の判断で、ごみ拾いを草刈りに変えたり、回数を減らすという判断をすることはあり得ると説明をさせていただいた。 この場で市として一斉清掃の回数を減らすことを約束することはできないが、ご意見があったことは生活環境課にお伝えする。最終的には、花巻市公衆衛生組合連合会などと話をした上で、決定することになると思う。 【市長】 草刈りを年3回行ったほかに、一斉清掃を3回行うというのは負担が大きく、大変だと思う。 ごみ拾いの必要性がないのであれば、回数を減らすことも検討の必要があると思う。
22	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	健康福祉部 教育部	国保医療課 こども課 教育企画課	学校の合併等について	東和中学校の生徒数は現在186名だが、10年後には60名ほどになる見込みであると聞いた。今後の人口減少に伴って、合併も考えていかなければいけないものなのか、分かる範囲でお知らせいただきたい。	コロナ禍において全国的に出生数が減少しており、花巻市も数年前まで600人近く生まれていたのが、現在は390人ほどになっている。東和は20人ほど、大迫は10人を下回っている状況である。 しかしながら、大迫や東和からスクールバス等で1時間以上かけて他の地区の学校に通うということとはできないので、子どもの数が少なくなったとしても、地域に学校は残すべきであると思う。 国や市では子育て支援に多くのお金を出している。子ども医療費助成については、小中高生の場合については、外来の場合、1医療機関1か月につき750円を自己負担の上限として、それ以上の部分については市が負担することとしており、昨年の8月からは所得の制限も撤廃している。さらに保育料についても、3歳未満の子どもについては第一子は国の基準の40%は市が負担すること第二子以降について無償としているが、こうした取組をしたからといって、子どもの数が増えるということにすぐつながるわけではない。 韓国は日本以上に子育て支援にお金をかけているが、合計特殊出生率は1を下回っている状況である。 こうした状況の背景には、自治体が支援する以上に子育てにお金がかかるということがある。現在では国立大学の学費が年間50万円、私立大学では100万円近くと思われる。花巻市では、花巻市に帰ってくる方を対象に、給付型の奨励金を作っているが、こういった支援は国がしっかりと行わなければいけないことだと思う。 また、昔は祖父母が子どもの面倒を見るということもあったが、離れて住んでいる場合には子育ての負担も大きくなる。そうしたときに、父親の育児参加がされることが大切であり、例えば、子どもが生まれた際に男性も有給で休めるような制度を作るなど、社会を変えていく必要がある。 女性は都会に出ると帰ってこない傾向があり、都会の方が男性との給料の差が少ないということもあるようだが、都会では女性にも発言権があり住みやすいということもあるようである。そういう点では、花巻においても、女性にとって住みやすいまちづくりを進めていくことも必要である。 市としては、子育てしやすい社会を目指してまちづくりを進めていくので、市民の皆様の協力もいただきながら、多くの人に住んでもらえるような社会を作っていきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
23	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	建設部 東和総合支所	道路課 地域振興課	河川の整備について	先日の大雨で川の水量がこれまでにないくらい増え、川の流れが変わり、田んぼに水が入った。現在、白土川の白土橋と高遠道路の作業道の橋のある場所で川の護岸のため、針金のネットのようなものを設置しているが、そのの嵩上げをしていただきたい。また、延長を伸ばし、もう1本同じ高さのものを設置してほしい。	8月の豪雨の際には、農地が崩れたり、市道が壊れたりといった被害が発生しており、9月議会において、2億数千万円の予算を付けて復旧に当たっているが、こうした復旧についてはすべてに国からお金ともえないものである。一部についてはすぐに復旧することができず、今後設計に入るところもあり、設計の結果、被害が大きく、市だけでは対応できないとなる場合には国の補助金が出る可能性もあるが、いずれにしても多くのお金が掛かることになる。8月の豪雨は被害を受けた地域が非常に限定的であったが、田瀬地区においては被害を受けた地域となっており、復旧については市で予算を確保して対応する。 予防的な対策としては、市では数年前から、水の流れを良くして氾濫しないよう河道掘削を頻繁に行っており、結構な金額が掛かっている。 そうした状況で、市で堤防を整備する予算まで確保することは難しい。 その上で、現地を確認し、河道掘削を含めて、何かできることがないかということについては検討させていただきたい。 北上川は全国的に見ても大きな河川であるが、堤防の整備は遅れている。その要因として、田瀬ダムも含めた5大ダムの整備に相当な金額が掛かったことがある。現在は、一関遊水地について兆単位のお金をかけて整備しているところで、堤防整備にまでお金が回っていない。 石鳥谷の八重畑や新堀は、稗貫川が氾濫すると2000人近い方が住んでいる範囲に水が浸かるということで、何とか堤防の整備をしてほしいとお願いをした結果、ようやく国の予算で測量などを進めていただけている状況である。 黒河川について、県は財政状況が厳しく、独自に堤防を作ることは難しく、稗貫川や豊沢川の堤防が弱い状況であっても、なかなか整備ができない状況である。 他の場所との優先順位もあり、堤防を整備するのは非常に難しいと思うが、現場を見て対応について検討する。
24	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	農林部 建設部 東和総合支所	農村民務課 道路課 地域振興課	農道の整備について	大雨により農道が壊れてしまったことがある。その農道を使っているのは限られた住民であるが、使っている方がいるので修繕をお願いしたいと市にお願いしたところ、予算がないからいつ対応できるかわからないということであったので、中山間の事業で対応していただくこととなった。	豪雨災害により崩れた農地等について、復旧の予算を確保し、必要な部分については市で対応するが、中山間地等直接支払制度を活用して対応していただくことは非常にありがたい。 中山間地等直接支払制度は必ずしも農業の支援ではなく、農地も含めてしっかり整備していかないと集落から人がいなくなるということで、集落を守るための制度となっている。 農水省の方と話をすると、財務省から農業に関係ないと言われると言っていたが、市では財務省に対しても大事な制度であることを伝えており、今後も継続してもらえるよう働きかけていくので、ぜひ制度を利用していただきたい。
25	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	東和総合支所	地域振興課	私有地の木について	近くに生えている私有地内の大木が斜めになってしまっており、何とか対応してもらえないものかと市にお願いをしたところ、倒れた木以外については市では何もできないとのことであった。このことを地域の方に話したところ、毎日近くを通る方が自分で倒して片づけてくれた。	私有地に生えている木については、とても危険で通行人等に危険が及ぶ可能性がある場合などに所有者の了解を得て市で伐採することはあるが、原則的には切らない。 以前に、東和地域で私有地の木が伸び道路の通行に支障があったことから、通行人が直接伐採をお願いしたが、所有者に対応いただけなかったことから、市に相談があったことがある。その際に、市職員が所有者に話をしたところ、所有者から誰かに言われたのではないかと問われ、職員がそうしたことはないと言えたところ、市職員が嘘をついているとネット上で非難されたこともあった。個人所有地の木を伐採することは難しいと思う。
26	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	農林部	農村民務課	しいたけのほだ木購入支援について	しいたけのほだ木を森林組合を通して購入しているが、東北電力で2022年以降、基準値を下回ってこれ以上上がることはないということで、購入に当たっての加算金を中止したいという話を聞いた。その後、情報が入ってこないが、市で把握している事があれば教えてほしい。 また、この件について、東北電力と個人的に対応するものなのか疑問である。	東北電力が加算金を廃止する場合には、その分について市で補填することとしている。
27	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	農林部	農村民務課	しいたけのほだ木購入支援に係る説明会について	ほだ木購入の加算金について、どこが首頭を取ったのか分からないが、以前はしいたけ栽培を行う方を集めて説明会を行っていた。今回の件についても、説明会は開催されるのか。	説明会の開催については分からないが、ほだ木を作ってしいたけ栽培をしている人も減っていることから、相談いただければ対応できると思う。 花巻の補助金は市独自のものであり、自分の所有する木をほだ木として使って基準値を超えてしまうと周りが迷惑するということで、県北から木を買ってもらう代わりに市で支援することとしたものである。もう問題はないと思うが、東北電力が支払わなくなった場合でも市の支援は継続する。 【懇談会後の対応】 説明会について花巻農林振興センターに確認 ・花巻農林振興センターが主催して次のとおり行われた。 日 時 平成24年5月8日 午後6時から 場 所 花巻農協営農指導拠点センター 出席者 花巻農林振興センター、花巻市、花巻農協、東京電力東北補償相談センター、生産者 内 容 出荷制限に係る経緯と今後の対応、損害賠償 ・賠償終了に伴う説明会は予定していない。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言意旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
28	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	健康福祉部	健康づくり課	コロナワクチン接種の補助について	コロナワクチン接種の補助に関するチラシが配布されたが、配布に当たって市長が決裁をしているのか。ワクチンは体に対する異常性が訴えられているが、そのことについて把握しているか。 ワクチン接種について調べようと思い書店に行ったところ、関連する書籍が2冊あったが、いずれもワクチンは打たない方がいいと結論付けられていた。そういったことも把握した上で、補助することとしたのか。	チラシの内容については担当部署で決裁をしたものであるが、補助するための予算を付けることについては市長として判断したものである。 ワクチンを接種することによりある程度の副反応が出ることは想定されるが、接種を受けないことにより重篤化したり、最悪の場合には亡くなるというリスクをどのように判断するかということだと思う。 医師の中でも一部はワクチン接種に反対の運動をしているが、特に高齢者については重篤化しやすいということで、ワクチンを接種した方がいいという考えの医師の方が圧倒的に多い。 統計上では、ドイツやアメリカと比べて、日本は亡くなった方の人数が6分の1程度となっている。環境の違いなどもあり、ワクチンだけが要因とは断定できないが、ワクチンを接種することで亡くなる方が減っているのは間違いのないというのが厚生労働省や専門の医師の考えであり、岩手県の医師会や岩手県保健福祉部長も同様に考えている。 副反応が続いているという方については、市に対して救済の申立てができる制度があり、当市では4名の申立てがあったと記憶している。大多数の方は副反応があったとしても、申立てにまでは至っていないところであり、ワクチンが効いている方が多いことから、市としては接種を希望される方については補助金を出して、接種していただきたいと考えたところである。 現在は様々な種類のワクチンが出ており、実績のない日本製のワクチンは危険だという方もいるが、その意見が正しいのかは分からない。どこのワクチンを使用するかということはそれぞれの病院で決めていることであり、市内においてはこれまでに一番使われてきたアメリカの会社のワクチンを使う医師が多い。接種の予約をする際に、どこのワクチンを使うかを確認した上で、安心して打てるかどうか判断いただきたい。 書籍については、ワクチンを接種した方がいいという内容の本を出しても売れないので、書籍になるのはワクチンを打たない方がいいというものになると思う。副反応があることは否定しないが、特に高齢者の場合には亡くなる場合もあるということも否定できない。副反応により障がいが出た場合、国の制度により一定の補償がされる。 ワクチンについては分からないことも多いが、希望される方については接種をしてもらった方が市民の命を守るのではないかと考えており、補助金を出すことを決めたものである。
29	R6.10.11	市政懇談会	田瀬	健康福祉部	長寿福祉課	軽度生活援助事業について	先日、介護認定を受けた方から、軽度生活援助事業を受けたいという相談があり、内容を確認したところ、草刈りをお願いしたいということであった。草刈りが対象となっていないことは理解していたが、担当に改めて相談したところ、やはり草刈りは対象外とのことであった。 除雪については玄関から道路まで人が通れる範囲となっているが、デイスービスの車が来たり、緊急車両が来ることも考えられる。 草取りも玄関から道路までとなっているが、実際には砂利が敷かれていますり、舗装されている家が多く、その範囲の草取りが必要な家はほとんどない。 こうした状況を踏まえて、家の周りの草取りまで対象とするなど、制度の見直しをお願いしたい。	軽度生活援助事業は、市から花巻市シルバー人材センターに委託して行っている事業であり、利用者の自己負担もあるが、市から委託料を支払って実施している事業である。 本事業では、草取りなど援助の作業内容が決めているが、いただいたご意見は援助の対象となる作業範囲や項目を増やせないかということと認識している。 シルバー人材センターでもある程度時間を決めて作業を行っていると同っており、業務量を増やせるかということもあるので、この場で回答は出来ないが、意見があったことは窓口となる長寿福祉課にお伝えする。
30	R6.10.15	市政懇談会	花北	商工観光部	商工労政課	イトーヨーカドーの撤退への対応について	イトーヨーカドー花巻店の撤退の時期などが新聞に掲載されているが、市としてどのような対応をしていくのかを伺いたい。	これまでの取組状況について 令和5年3月9日にイトーヨーカドーの株主である㈱セブン&アイ・ホールディングスがグループ事業の構造改善を加速化させるため、全国のイトーヨーカドー(令和5年2月現在126店舗)について、令和8年2月までに33店舗を閉鎖し、93店舗とすることを発表した。特に首都圏に集中していくという話であった。 これを受けて、令和5年6月8日に上田市長が㈱イトーヨーカ堂本社にて役員の方と面談を行い、イトーヨーカドー花巻店が多くの市民の生活を支える役割を担い、市中心部における非常に重要な商業施設であることから、その存続について強く要望した。役員の方からは、花巻店については市民の皆様にご利用いただいており、利益が上がっている。一生懸命やっている店舗であるとの話があったが、その時点においては全国の一店舗一店舗ごとに業績や成長性などの確認を行っているところであり、花巻店を含めてどうなるかは決まっていないとの回答であった。また、その際に一般論として、撤退が決まった場合でも、従業員の雇用や地域の方々の買い物については常に考えているというお話しもいただいたところである。 令和6年2月9日にはイトーヨーカドー花巻店を含む7店舗を、食品スーパーロピアを運営する㈱OICグループへ事業承継することがプレスリリースされ、同月22日には上田市長が㈱OICグループ丸の内オフィスにて役員と面談し、イトーヨーカドー花巻店の土地・建物の所有権移転を含め、事業承継の決断に感謝を伝えたとともに、今後の協力関係についても申し入れたところである。その際、従業員については、個々に希望を聞いた上で原則雇用を継続することをお話をいただいている。 令和6年4月17日には商工観光部長以下で丸の内オフィスを訪問し、花巻産食材を紹介の上、ロピアと市内事業者とのマッチング商談会を花巻商工会議所の協力により開催することを提案したところ、提案を快諾いただけたことから、10月8日、9日に市内19事業者と商談会を実施した。ロピアからは地元の特産品などを知ることができて良かったとのことをお話をいただいており、花巻店だけでなく、全国のロピアで花巻産の食材を取り扱っていただければありがたいと思っている。 令和6年9月17日には商工労政課長以下が丸の内オフィスを訪問し、情報収集を行ったところ、今後の見通しとして、イトーヨーカドー花巻店が令和7年1月26日に閉店、その後に事業承継し、2月27日には残ったテナントで商業施設「シーナ・シーナ」として仮オープンするということを伺った。ロピアのオープンは、店舗改修等を経て、来年夏の早い時期を予定しているとのことである。 テナントについて、ロピアは食品スーパーであり、食品以外の取扱いはないことから、日用品や衣料などその他の商品についてはそれらを扱うテナントの誘致を予定しており、入居を希望するテナントも多いと伺っている。 従業員については、現在のイトーヨーカドー花巻店従業員には10月10日、11日に面談を行ったと同っている。 また、これまで一日市商店街の駐車場をイトーヨーカドー花巻店が従業員の駐車場として賃借していたり、ヨーカドー花巻店が地域行事等にご協力をいただいていたことなど、地元商店街との協力関係について話をしたところ、地元の方々との話し合いの機会を設けることについては快諾をいただいたため、何か話し合いをしたい事があればご相談いただきたい。 今後の対応について イトーヨーカドー花巻店を事業承継するOICグループは、同店の土地・建物を所有していただくとともに、その従業員も継続して雇用していただけるとのことであり、核となる食品スーパー「ロピア」が毎日の買い物場として多くの市民の生活を支える役割を担い、食料品以外にも多くのテナントを有する本市中心部における重要な商業施設となるよう、市としてはイトーヨーカドー花巻店同様にできる限りの支援をしていきたいと考えている。
31	R6.10.15	市政懇談会	花北	商工観光部	商工労政課	ロピアのテナントについて	以前に岩手銀行が入っていたスペースについて、現在は空いている状態となっているが、岩手銀行が再度入るという話はないか。	【商工観光部長】 買い物をするのに十分なテナントが入るという話は聞いているが、お尋ねの岩手銀行を含めて、具体的にどういったテナントが入るといえるかは伺っていない。 既に全国で展開しているロピアでは、カード決済等はなく、現金での決済に限っていると伺っていることから、岩手銀行が入って、利用者がそこでお金を下ろすという流れになれば良いのではないかと思う。 【市長】 銀行は支店を集約する動きになっていることから、岩手銀行の支店が入るということは難しいかもしれないが、現金決済のみということであれば、ATMを入れるなどの可能性はあると思う。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
32	R6.10.15	市政懇談会	花北	商工観光部	商工労政課	ロピアの評判について	ロピアの商品は安くて品質が良いという噂を聞いたことがあるが、その点についてはどうか。	2月に丸の内のオフィスに伺った際に、途中下車して仙台のロピアに立ち寄ったが、売られている商品を実際に見て品質が良い物であると感じた。ホームページを見ると、昨年度のOIGグループの年商は3,401億円、今年は4,126億円と業績がすごく伸びており、店舗数も増えている状況である。また、ロピアを特集したテレビ番組も多くなってきており、全国的にも評価を受けている企業であると認識している。祖業は畜産や精肉の会社であったことから、肉の品質については特に評判が良いと伺っている。
33	R6.10.15	市政懇談会	花北	建設部	都市政策課	地域内にある市管理の公園の今後について	現在、愛宕公園の整備が進んでいる。花北地域には、ほかにも市管理の公園があるが、一般的に市が公園を整備する際の考え方と整備後の管理の方法について伺いたい。 また、花北地域内にある「下幅公園」、「桜台東公園」、「桜台西公園」については、今後の整備の時期についても伺いたい。	市では遊具などの公園施設の整備について、令和9年度までを計画期間とする花巻市公園等施設長寿命化計画を令和2年度に策定し、子ども達が実際に遊んでいる公園については適切に修繕や更新を実施し維持管理を継続していくこととし、ほとんど利用されていない公園については、老朽化が進んで危なくなった施設の撤去を進めるという考え方で公園の整備を行っている。また、芝生の整備については、まちの景観の向上や、快適な憩いの場の提供を目指して、主要な道路に面して人々の目に触れる機会の多い公園や、保育施設などが隣接し日常的に利用されている公園を対象に整備を行っている。 現在整備中の愛宕公園と、下幅公園、桜台東公園、桜台西公園は、花巻市公園施設等長寿命化計画に基づき、現在の公園施設について適切に修繕や更新を実施し維持管理を継続していく方針としており、令和2・3年度に桜台東公園、今年度は愛宕公園の遊具更新工事を実施している。下幅公園、桜台西公園は健全度判定の結果、今のところ更新を要する施設がないため、計画期間内での整備は予定していないが、今後、施設点検などで危険と判断された場合は適切に修繕・更新を行い施設の維持管理を継続していく。 また、愛宕公園は主要な道路に面しており、学童クラブが隣接して日常的に利用されていることから、今年度、芝生整備工事を実施している。 なお、愛宕公園の遊具更新工事と芝生整備工事は10月30日までの工期で、工事は順調に進んでおり、遊具周りの舗装工事を残すのみとなっている。 身近な公園をきれいに維持していくためには、行政による管理だけでなく、地域の皆さまのご協力が欠かせないものと考えているので、今後も地域の皆さまに活動を継続していただけるよう支援していく。
34	R6.10.15	市政懇談会	花北	建設部	都市政策課	公園の管理について	下幅公園の草刈りについて、老人クラブで市からの委託を受けているが、高齢化が進んでおり、80代の方が多くなっている。今後も高齢化は進んでいくと思われるが、どのような対応を考えているか。	地域の公園については出来る限り地元の皆様に維持管理をお願いしたいと考えている。 市では自走式の草刈り機の貸し出しを行っており、多少は作業が楽になると思われることから、こちらの利用についても検討いただきたい。 どうしても地元での維持管理が出来ないということであれば、改めて相談をお願いしたい。
35	R6.10.15	市政懇談会	花北	建設部	都市政策課	公園の木について	下幅公園内には大きな木が4、5本あり、根が大きくなってきている。草刈りをする際に支障が生じていることから、何らかの対応をお願いしたい。	木の根が張っている状況については把握しているが、根を切ると木が枯れてしまう可能性があるので難しいと思う。 剪定も必要になってくると思われるので、再度現地を確認させていただきたい。 【懇談会後の対応】 10月18日に四日町一丁目2区区長と現地立会い、ニセアカシア4本のうち公園の中央付近にあり広範囲に根上りしている1本について伐採除根して段差を解消して欲しいとの要望を受けた。 業者見積を徴収した結果、今年度中に伐採から整地まで行うことが困難なため、段階的に作業し次年度中に完了するよう進めていくこととし、区長の了解を得た。
36	R6.10.15	市政懇談会	花北	建設部	都市政策課	公園のフェンスについて	下幅公園のフェンスについて、下の方が傷んできており、市の担当に連絡をしたが修繕されていない状況である。市で対応できないということであれば、地域の交付金事業などにより修繕することも考えてるが、可能であれば修繕をお願いしたい。	フェンスの修繕については、必要があれば緊急修繕ということで市で対応する。可能であれば現地の立会いをお願いしたい。 【懇談会後の対応】 10月18日に四日町一丁目2区区長と現地立会の上、フェンスの破損状況を確認。今年度中にネットの張替え修繕を実施することとし、区長の了解を得た。
37	R6.10.15	市政懇談会	花北	建設部	都市政策課	四日町東公園の芝生化について	道路に面している公園や学童クラブに隣接している公園を優先的に整備しているとのことだが、四日町東公園の芝生化は今後予定していないのか。	四日町東公園は比較的新しい公園であり、地元で維持管理していただいている公園である。ご質問の芝生整備については人々の目に触れる機会の多い公園や、日常的な利用の多い公園を対象に実施しており、いまのところ四日町東公園の芝生整備は予定していない。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
38	R6.10.15	市政懇談会	花北	教育部	教育企画課	桜台小学校の長寿命化工事について	桜台小学校の長寿命化工事は年次計画で進めているが、今後の整備予定などを伺いたい。	桜台小学校校舎は昭和53年に建設され40年以上が経過し、校舎の老朽化が進んでいたことから、令和2年10月に策定した「花巻市学校施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化工事を実施しているものである。 令和3年度から実施設計を行ない、令和4年9月から工事を開始し、本年度令和7年3月末の完了を見込んでおり、令和6年9月末の建築工事の進捗状況は、87.4%となっている。 事業費は、令和6年9月末現在で、設計費18,128千円、工事費939,317千円の計957,445千円となっている。 長寿命化工事とは、老朽化した施設を、将来にわたって長く使い続けるため、単に物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げるものである。具体的には、外壁、内装及び屋上防水の改修、給水配管更新、トイレ改修のほか、照明のLED化、エレベーター増築、多目的トイレの新設、FF式暖房の設置、特別教室へのエアコン設置などを行っている。 普通教室に関しては、床、壁の塗替えや天井の張替え、出入口の建具の改修、黒板下の木質化のほか、照明器具のLED化や児童が使用するロッカーの改修を行っている。 廊下については、床、壁、天井の張替えをし、腰壁の木質化を行った。 また、今回の工事ではエレベーターの設置も行っており、これに伴い、校舎北側にエレベーター棟の増築を行っている。 さらに、多目的トイレの新設や校舎全体での照明のLED化、FF式暖房の設置、受水槽の更新、水飲み場の改修なども行っている。 トイレについては、乾式トイレとしたほか、壁、天井の張替えをしており、手洗い場の改修や段差の解消も行っている。 工事の施工に当たっては、児童の安全を最優先し、工程によっては、工事に伴う教室移動により不便をかけているが、工事音等により授業への影響がないよう教育課程との調整を図りながら、長期休業期間や、授業終了時間以降に工事を集中するなど、工事施工業者、学校関係者及び教育委員会と綿密に連絡調整を図って実施している。
39	R6.10.15	市政懇談会	花北	建設部	道路課	後川の整備について	後川について、今後の整備の内容等を伺いたい。	市道坂本町・下小舟渡線本丸橋の上流にある旧後川都市下水路との合流点より上流が花巻市が管理する準用河川後川であり、令和5年6月には一般県道花巻停車場花巻温泉郷線から上流約200mで河川しゅん渾を実施し、同年8月には一般県道花巻停車場線から下流の水路に発生したクラック補修を行っている。 準用河川後川では、近年だと櫛小彌太付近で令和5年8月と令和6年7月に床下浸水が発生しているが、原因は水路からの越水や、後川周辺地域から流入する市管理水路や宅地からの排水管の高さが後川の水路中段から下段にあるため、水位上昇した際に後川に流れることができない雨水が氾濫する内水被害である。 愛宕町地内の後川周辺では、浸水被害が毎年発生していることから、令和6年度の土木施設整備要望で花北地区コミュニティ協議会より、後川の浚渫や部分改修の要望をいただいており、市では来年度に浸水被害が多発する区間の対策について検討し始めるとともに、後川下流の岩手県管理区間における河川浚渫について花巻土木センターに要望する。
40	R6.10.15	市政懇談会	花北	建設部	道路課	後川の浚渫について	後川の整備については、コミュニティ会議からも3点ほど要望を出している。藤木橋の袂から雄山寺付近の川底には砂利などの堆積があり、草も生い茂っているが、当面浚渫は行わないのか。	本日も現地確認を行っているが、光る壁面のある辺りから石などが溜まりはじめ、雄山寺の下の当たりが一番ひどい状況となっている。川の端の方から砂や細かい土が溜まって、草も根を張っており、中州のような状態になっているのを確認している。 今年度は花巻市内で河川排水路の浚渫を数か所予定しており、花北地区においては後川と新田川の浚渫を予定している。11月からは湯水期ということで、河川の工事ができるようにことから、現在、現地を確認し、当初予定していた延長以上に作業をする必要があるかということなども含めて検討しているところである。延長が決まった際には、地域に連絡の上、作業を進めてまいりたい。 後川の中でも、雄山寺付近については優先的に対応する必要があると認識していることから、道路課において対応していく。
41	R6.10.15	市政懇談会	花北	建設部	道路課	川底のコンクリート化について	藤木橋の袂から雄山寺までは川底が砂利であることから、大雨などの際に砂利が流れてきて、愛宕橋の下流のあたりに堆積している。今後のことも考えたときに、雄山寺の前までの部分についてもコンクリート化すれば良いのではないかと思う。	川底がコンクリートになっていない部分について、川底の中までの調査には至っていない。今のままでも堆積した土砂を取り除くことで、当面洪水等の被害を防ぐことができるのか、あるいは被害を防ぐためには整備が必要なのかということも含めて、調査を試みないとお答えできない。まずは、愛宕橋の下流の方に流れて溜まっている砂利等を取り除きながら、調査を進めて、必要があればコンクリート化も検討していく。
42	R6.10.15	市政懇談会	花北	建設部	道路課	河川浚渫等の予定について	今年度浚渫を予定しているとのことであったが、具体的にどの区間を作業する予定なのか。 また、本丸橋の辺りで県と市の管理に分かれていると認識しているが、どの辺りまでが市の管理となっているか。	下流の方から綺麗にしていって上流に行くというのが河川の浚渫の考え方となっており、昨年度は(株)小彌太の付近で作業を行っていることから、今年度は地域から要望をいただいた区間の辺りを作業することになると考えている。 また、花北地区でいえば、新田川も浚渫する予定となっており、こちらはモスバーガーのある辺りを作業する予定である。 後川の管理については、本丸橋から下流は全て岩手県の管理で、本丸橋から50メートルほど上流には川の合流点があり、そこまでが岩手県の管理となっている。現在、砂利等が多く溜まっているのは岩手県の管理部分であるが、その部分について市で作業することはできないので、岩手県に対応をお願いしていきたい。
43	R6.10.15	市政懇談会	花北	市民生活部	生活環境課	第3次花巻市環境基本計画について	第3次花巻市環境基本計画に関して、昨年末にパブリックコメントを行った際に、意見に対する市の考え方として「より分かりやすい情報提供、情報発信に努める」「関係機関と連携して、体験学習や研修会、見学会等、子ども達が実際に体験しながら学べる機会の提供に努める」とあったが、現在までどの程度具体的な機会が提供されたか伺いたい。	この件については担当課から聞いていないので、後日、担当課から連絡する。 【懇談会後の対応】 以下のとおり、発言者に直接回答した。 ・本年度、回答日(令和6年10月21日)時点において、環境学習講座3回(うち子どもの参加1回)、小学校でのごみの出前授業9校(33回)、ごみの出前講座4回、環境マイスターの派遣13回(うち小学校・学童クラブは8回)となっている。また、環境学習講座は、本年中に引き続き実施する予定としている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言意旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
44	R6.10.15	市政懇談会	花北	市民生活部	生活環境課	第3次花巻市環境基本計画の閲覧件数について	市のホームページには第3次花巻市環境基本計画の本編と概要版が掲載されているが、閲覧件数はどの程度になっているか。 パブリックコメントの際には、施設備付の閲覧が40件、ホームページでの閲覧が166件、合計で206件の閲覧件数となっていた。世帯数から見ると0.5%程度の閲覧数であるので、閲覧件数を増やす工夫が必要ではないか。	第3次花巻市環境基本計画に関するページ単体の閲覧数はこの場では分らないが、市のホームページ自体は相当数見ていただいている。 【懇談会後の対応】 以下のとおり、発言者に直接回答した。 ・令和6年4月1日から10月17日までの間、第3次花巻市環境基本計画のページの閲覧数は351件となっている。
45	R6.10.15	市政懇談会	花北	総合政策部 市民生活部	広報情報課 生活環境課	市の情報発信について	市では広報やホームページを活用して情報発信に努めると言っているが、高齢の方にとってはホームページにたどり着くのが大変である。 第3次花巻市環境基本計画について市の広報に載った際には、1ページの半分のみ掲載であり、インパクトが薄いように感じた。掲載頻度を増やしてはどうかと話したこともあるが、ページ数にも限りがあるという答えであった。 立派な計画を作っても市民に伝わらなければ意味がないので、せめて計画の概要版の内容を2回程度に分けて掲載することはできないのか。	広報はなまきについてはだんだん厚くなっているが、情報がなかなか伝えきれないところがある。各担当課から記事を集めて広報担当が作成しているが、掲載したい記事が多く、十分な情報を出せないことがある。 以前に掲載した熊の特集については、最初半ページでの掲載を予定していたが、住民の命を守るために必要な情報であることから、ページ数を増やして掲載をした。 ホームページに掲載する際には新着情報として掲載するようしており、相当数見ていただいている。また、市のSNSでも周知をしており、そちらも見ていただいている状況である。 お話しにあったとおり、高齢者の方はホームページやSNSを見ない方も多く、どのように情報を伝えるかというのは本当に悩ましいところである。計画策定などの際には、出来るだけ市民説明会を開催するようにしているが、27コミュニティ会議全てで説明会を開催することは職員の負担も大きく、なかなかそのようなことも出来ない。 計画の冊子を振興センターに複数配架することで、興味のある方には持ち帰っていただくことができるので、そういった対応を検討する必要があると思う。 広報はなまきはあまり厚くならないように作成しているが、大事な情報については分けて掲載することも考える必要があると思う。 【懇談会後の対応】 以下のとおり、発言者に直接回答した。 ・掲載方法については広報情報課広報係と協議の上、他にも掲載事項がたくさんある中で、計画に紙面を多く割くことは困難であるため、「環境だより」のコーナーで掲載していくことにしているものであり、今後も引き続き、具体的な取組とも関連付けながら連載していくことで、継続的にPRを図っていきたいと考えている。 ・なお、紙の排出抑制の観点から紙ベースのものの配置は控えているが、WEBを利用することが難しい方もいることを考慮し、各振興センターへも印刷物を備え付けていただくよう依頼することとした。
46	R6.10.15	市政懇談会	花北	総合政策部 市民生活部	秘書政策課 生活環境課	SDGsについて	第2次花巻市まちづくり総合計画や第3次花巻市環境基本計画では「SDGsの考え方を踏まえながら」ということが謳われているが、SDGsのバッジを付けている職員がほとんどいない。 SDGsの浸透や職員の意識の向上のためにも、特に生活環境課の職員はバッジを着用した方が良いのではないか。そうすることで、市民との話の際の話題にもなると思う。	SDGs自体は非常に抽象的で、発展途上国の問題についてフォーカスしているものもある。例えば、発展途上国の中には安全な水が確保できない国もあることから、そうした状況も含めて「安全な水とトイレを世界中に」という目標が設定されている。 唯一人取り残さないような市政を行うことは方針としては正しいと思うが、具体的にどのように事業に盛り込むかということは各自治体で異なってくる。市の施策を考える際に、市民の健康や環境を守るとことを考えながら、施策を作るべきであるということで、事業に関係するSDGsの項目を総合計画に入れているところである。 国が求めているのは、各自治体がそれぞれの施策を行う際にSDGsを考えなければいけないということであり、SDGsを宣伝することが大事であるとは考えていない。 【懇談会後の対応】 以下のとおり、発言者に直接回答した。 ・国連の正規品が国内で流通していないようであり購入はハードルが高いため、すぐにできる対応として、生活環境課では職員が常に付けている名札にSDGsのホイールを印刷することにより対応することとした。
47	R6.10.15	市政懇談会	花北	教育部	教育企画課	花巻東高校への支援について	花巻東高校の野球場で大規模な工事が行われており、花巻市でも支援をしているという話を聞いているが、どういった趣旨の工事なのか。	花巻東高校の野球場とソフトボール場については、現在人工芝にする工事を行っている。工事費は全体で2億9370万円となっており、市ではそのおよそ半額を補助することとしている。内訳としては、今年度に7300万円、来年度に7300万円、合計1億4600万円を花巻市が支援することである。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
48	R6.10.15	市政懇談会	花北	健康福祉部	健康づくり課	総合花巻病院について	総合花巻病院について、5月7日の岩手日報の1面に、40代の男性職員が新聞記者に語った内容として、総合花巻病院はいいかげんな体制であると書かれていた。 市では総合花巻病院に5億円の支援をしたが、その根拠について伺いたい。	法律により、財団法人は、2事業年度連続で純資産が300万円未満となった場合に解散しなくてはならないということになっている。 昨年11月中旬に病院から本年3月末に債務超過になる見込みであることを聞き、債務超過を解消しなければ花巻の医療を守れないため、債務超過を解消する方法について検討してきた。病院からも様々なアイデアが出されたが、実現性のあるものがなかったため、病院に対して、金融機関と一緒に話し合う機会を設け対応を一緒に考えようとしたが、病院はそれを認めなかった。 債務超過を解消するためには、市でお金を出すことと併せて、金融機関に債権の一部を放棄してもらう必要があると判断し、金融機関に対して債務免除をしてほしいとお願いをした。金融機関も最初は否定的であったが、最終的には3月中旬に了承いただいた。また、病院側も3月下旬に経営の体制を変えることを決定している。このことについて、市ではすでに議会に説明をし、総合花巻病院に対して支援をすることについて了解をいただいた。 債務超過を解決する手段としては民事再生法という法律的な手続きもあったが、これを行うことにより病院に対する信用不安が生じ、薬などが供給されなくなったり、病院関係者が辞めるということも考えられたことから、法律的な手続きではなく話し合いにより解決したいと考え、話し合いを進めてきたところである。 総合花巻病院に対して支援をするということについて、一部の金融機関は公表することに反対していた。金融機関が債務免除をしたということを公表すると株主や組合員から不満が出るから公表してほしくないと言われたが、市のお金を使うことについて市として公表しないわけにはいかないので、公表することとした。公表の時期については、支援が決定する前に公表することではできないので、秘密を守った上で、支援が正式に決定した段階で公表した。 本年3月に病院が策定した暫定事業再生計画は、検討の期間が4か月程度と短い期間での決定であったので、現在は肉付けした改定事業再生計画の作成を進めており、経営体制の変更についても話し合いを進めているところである。市としてはしっかりした体制で経営してもらいたいと思っている。 また、財団法人のままだと2事業年度連続で純資産が300万円未満となった場合に解散しなければいけないので、解散の規定のない社団法人に変えることについても県と話し合いを進めているところである。
49	R6.10.22	市政懇談会	八重畑	教育部	教育企画課	石鳥谷町内小中学校の統合案について	過日花巻市内各小中学校の今後の児童・生徒数についての資料を受け取り、早速石鳥谷中学区内にある4小中学校の統合は避けて通れない環境かと受け取った。 そこで、現時点での統合に向けた試算などがあれば伺いたい。	少子化の進行により、平成18年度の合併当時には市内全体で5,710人の小学生がいたが、今年度(5月1日現在)は4,112人と1,598人の減少となり、平成18年度からの減少率は約28%となっている。 石鳥谷地区の4小中学校においては、平成18年度には906人だったが、今年度は536人と370人の減少で、減少率は約40%、昨年度に生まれた子ども達が1年生で入学する令和12年度には390人まで減少すると見込んでおり、新堀小学校では令和4年度と令和5年度に発生していた複式学級は一旦解消されたものの、令和8年度以降は複式学級が発生する見込みとなっている。 八重畑小学校においては、平成18年度の112人から今年度の79人と33人が減少、減少率は約30%となっており、令和12年度には48人まで減少し、令和11年度には2・3年生で複式学級が発生すると見込んでいる。また、令和6年8月までの出生数と9月以降の出生予定から推計した令和13年度の児童数について、八重畑小学校では41人とさらに減少する見込みとなっており、2・3年生、4・5年生で2つの複式学級が発生する見込みである。 教育委員会では、統合に向けた試算は持ち合わせていないが、平成31年4月に「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」(以下、「基本方針」)を策定している。「基本方針」の中では、望ましい学校や学級の規模等について定めているが、これは保護者や地域の方々からこれからの教育環境を「どうすべきか」を話し合ってもらったためのものであり、いつ、どこかの学校を統合するというような実施計画ではない。 しかしながら、石鳥谷地区の少子化が進んでおり、一人ひとりに応じたきめ細かい指導が行いやすいことや子どもたちの活躍の場を多く設定できるといった小規模校のメリットはあるものの、一方では集団の中で様々な考え方などに触れる機会が少ないことや学校行事で様々な制約が生じること、人間関係が固定化してしまうことなどのデメリットも予想されることから、令和4年度から石鳥谷地区の4小中学校のPTA役員や保護者を対象とした教育懇談会を13回開催し、「基本方針」や石鳥谷地区の児童生徒数の状況について情報提供を行っており、八重畑小学校の保護者に対しても延べ3回の教育懇談会を開催してきた。 石鳥谷小学校、八幡小学校、新堀小学校の保護者からは、「統合は必要である。」「致し方ない。」「という声が多く、概ね統合への御理解をいただいていると認識している。 八重畑小学校については、教育懇談会の開催時期が遅くなったことから、懇談会の開催を継続することとし、7月2日に教育懇談会を開催したところ、もう少し協議を進める必要があると考えていたが、先日、八重畑小学校PTAとしては、今月中に保護者全員を対象とした統合に関するアンケート調査を行い、11月に集約を行い、12月に三段で集まって相談、年度内に意見をまとめるというスケジュール感で進めたいということを持った。 教育委員会としては、当事者である保護者に方向性を判断していただいた後に地域の方々への説明と協議を重ねていくという手順で進めていることから、八重畑小学校の保護者に方向性を決めてもらった後、仮に統合するという方向になるのであれば石鳥谷地区4小中学校のPTA役員や保護者での方向性の統一を行っていただくことを想定しており、仮に、小学校保護者の総意が統合ということであれば、追って地域の方々に説明の場を設けていただき、協議を重ねながら、地域全体でのご判断を仰ぎたいと考えている。
50	R6.10.22	市政懇談会	八重畑	教育部	教育企画課	石鳥谷町内小中学校の統合案について	東和、大迫地域が先んじて小学校を統合しているが、東和地域の統合の際には、特に田瀬地区の方々から大きな反対の意見があったと聞いている。田瀬地区には外から来られている方々もあり、田舎での生活を満喫したい気持ちで来られたのにとでも残念だという話を聞いたことがある。 地元小学校がなくなるといことは、心の支えを失うという部分が大きくあるのではないと思う。子ども数は減少傾向であるが、統合により地域の小学校がなくなり、これから若い夫婦が学校のない地域に住むことがとても不便だと感じ、市街地で生活し始めると、ますます地域はお年寄りばかりになってしまう。 日本の学校は1クラス40人の生徒を1人の先生が対応しているが、適正は20人前後と言われていると思うので、国に先んじて1クラスの人数を少なくして対応していただけないものか。 花巻市だけで行うのは大変だと思うが、田舎の良きを守っていかねばいけないという気持ちがあるので、御意見をいただきたい。	学校の果たす役割として、学校が地域での1つの大きなシンボルだということについては、私も重々承知している。 東和小学校の統合の話が出たが、これまで合併当時から見ると、学校は11校少なくなっており、それだけ少子化が急速に進んでいるという現実がある。 20人学級という話があったが、国の定める基準があり、市単独でできないわけではないが、体制や教職員の確保ということについて、実際になかなか難しいところもあると思う。 教育委員会としては、小規模校のメリットについても捉えていただいた上で、将来的な子供たちの教育環境が本当にそれideいいのかということについて検討していただきたいと思っている。例えば複式学級が出て、学校規模が縮小してしまうと、PTAの方々も大変になり学校行事もできなくなる可能性がある。さらに、集団でいろいろな意見を交わし合うということもできなくなるといったデメリットもあるという中で、まずは保護者の方々に協議をしていただいて、時間をかけてご判断いただきたいと考えている。その上で、総合判断に基づいて肅々と進めていくということであり、最初から統合ありきという話ではないので、ご理解いただきたい。
51	R6.10.22	市政懇談会	八重畑	教育部	教育企画課	石鳥谷町内小中学校の統合案について	複式学級については、避けた方がいいと思う。例えば、1年生と2年生が1つの教室で勉強するとなれば、先生が1年生に説明している間、2年生は自習をしているという形になると思う。勉強という点を考えると、複式学級というのは避けた方がいいと思う。 八重畑小学校で開催された説明会で小中一貫校についての話があったが、小中一貫校と普通の小学校あるいは中学校では、違う教科書を使って学習するのか。 また、小中一貫校にすることによって、国から補助が貰えるといったメリットがあるのか。	小中一貫校は全国的にも増えてきている。小中一貫教育は、教育基本法の中で、小中9年間を見通したしかりとした教育をやることが望ましいということで生まれた制度であるが、これまでの6・3制の学校に問題があるということではない。 6・3制は今までしかりとした制度として多くの成果を残してきたが、小学校から中学校に上がった時に環境が変わることによる中1ギャップが生じ、学校に不適応傾向を示す子が全国的に増えてきているなどといったことを背景として、そういったギャップをなすため小中一貫教育が増えている。 小中一貫校についても、基本的には国の学習指導要領に沿って行われるもので、教科書は今までの6・3制の学校と同じである。ただ、6年生と中学校の間に隙間がないということで、ここで様々な工夫をすることができる。 紫波町でやっている小中一貫教育では、小学校と中学校が1つになって小学校と中学校ではあるが、小学1年生から中学校3年生まで見通した系統的な指導をするという方法をとっている。ほかに小中一貫教育は行方が、小学校と中学校を併設し連携してやっていくというケースもある。 大槌学園の場合には、震災という大きな被害があり、子どもたちが市外に避難し集落がなくなるという状況でもあり、1ヶ所ですかりとした教育を進めたいということで、小学校と中学校を1つにして1年生から9年生までの学校とする形態をとっている。 小中一貫校にはいろいろな形態があり、学習内容について、9年間を見通して進める上で、若干の入れ替えができるなどの特例も認められているが、基本はこれまでの学校と同じである。 財政的なメリットについては、学校を統合をした場合に様々な補助を受けることができるが、小中一貫校になったからといって特別な財政支援を受けられるということではない。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
52	R6.10.22	市政懇談会	八重畑	建設部 石鳥谷総合支所	道路課 地域振興課	八重畑地区を流れる北上川 流域の堤防工事について	7月9日、10日の強雨の際、八重畑3区では一時待避場所(地元防災講演会の際承諾済)として西八重畑公民館の開放を考えつつ現地の様子を2日間に渡って観察したが、水位はかなり上昇しており川岸に近づくことの危険性を身をもって感じる事ができた。水位が心配と川沿いを訪ねていた軽自動車の住民が緩んだ路肩にタイヤをとられ、身動きができなくなつてレッカー車を呼ぶ(トラクターで引き上げかね)場面があり、万が一そのまま川が氾濫していれば、車もろとも流されてしまっていたらと思う。 これまで度々被害を被ってきた地元としては、早急に堤防工事の着工を願うが、今後の計画はどのようにしているものかを伺いたい。ちなみに2002年6月、石鳥谷中学校の校庭が冠水した後はまもなく大正橋から井戸向橋にかけて大堤防が整備されたことを記憶している。	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所に確認したところ、現在、北上川上流の直轄河川改修については、治水の根幹である「一関遊水地」の整備を進めるとともに、中流部治水対策として、平成14年7月と平成19年9月の洪水において、数多くの家屋浸水被害が発生した無堤地区などの堤防整備を重点的に進めているところであるとのことだった。 八重畑地区については、一昨年度、昨年度と堤防計画の概路検討や現地測量を実施したところであり、今後、堤防整備設計の検討を進めていく。 なお、花巻市の中流部治水対策として、井戸向橋の上下流の堤防整備を平成23年度に完成し、石鳥谷中学校付近の堤防整備を平成20年度完成している。 引き続き、北上川上流河川改修事業の促進に向け、必要となる予算確保に努めるとともに、重点的かつ計画的な事業推進に努めていく。 また、近年、毎年のように全国各地で豪雨や気候変動の影響による今後、更なる水災害の激甚化、頻発化に備え、国、県、市町村などの関係機関や流域のあらゆる関係者が協働し、連携して、流域全体で防災・減災に取り組む「流域治水」の推進に努めていくとのことである。 花巻市においては毎年、早期の事業着手についても要望を行っているが、今年度は令和6年7月29日に花巻市単独で、令和5年7月30日には北上川上流改修期成同盟会会員として、国土交通省や財務省、県選出国議員に要望しており、今後も引き続き要望を行う。 なお、北上川の水位上昇に伴い、付近の市道が冠水したり危険な状態の場合には、市道の通行止めの措置を行って住民の安全を確保する。
53	R6.10.22	市政懇談会	八重畑	地域振興部	防災危機管理課	水害の場合の避難場所について	八重畑地区では地震の際は振興センターが避難場所となっているが、水害の際は花巻農業高等学校の実習地に避難所が開設されることとなっている。8月に、稗貫川が氾濫しそうになった際に、現地を訪ねてみたところ、支所の担当の方々がいて対応していただいたが、エアコンもなく、どこで何の物資をもらっていいのかも分からない状況で、避難場所には適していないと思った。 浸水域だということとは分かるし、ほかに避難所となる場所がないということも分かるが、困った人たちをしっかりとサポートできるように、避難場所の整備が必要ではないかと思う。	御指摘のように八重畑振興センターは浸水想定区域に入っており、そのような場所は指定緊急避難所に指定できないというルールとなっている。八重畑の東側の地区について、指定緊急避難場所にできるような施設はなく、そうした中で花巻農業高等学校の愛農農場を避難場所にするしかなかったところである。 もう1つは石鳥谷の野球場で、車で逃げていitいただくことを前提としている。ここには建物がなく、トイレも老朽化しており使用できない状況であるが、トイレの改修については予算を付けて進めることとしている。 また、現在、トイレカーの導入も計画しており、必要に応じて野球場にも設置することを考えている。 愛農農場は、二指橋のとおりエアコンやトイレの整備が必要である。岩手県の施設なので、県の教育委員会に、花巻がお金を出して整備するので認めて欲しいと話をしたところ、学校施設であるので認められないということであった。県の立場としても県民の命を守ることは大事なことであり、市としては、県がやらないのであれば、市が整備するという考えはあるので、粘り強く話をしていく必要があると思っている。 稗貫川については、水防団の待機水位になってから、避難指示を出すかどうかの判断をする避難判断水位に達するまでの時間が短いため、稗貫川の浸水は怖いものである。ただし、稗貫川の浸水想定区域は、北上川の浸水想定区域に比べると遙かに狭く、早くから動かなくてはならないということはあるが、逃げる事はできると思う。 北上川については、四十四田ダムや御所ダムからの越水が大きな原因になるが、そういった状況になった際には、盛岡や紫波の水位を監視している。花巻に水が来るまでには何時間もかかるので、逃げる時間はあり、状況によっては避難指示を出した上で、西側に逃げてもらうということも考えられる。西側に逃げていただくことした場合、必要であれば総合体育館を開放するといったことも考えられる。 指定緊急避難場所は洪水が発生する、あるいは発生した直後に逃げるところであり、何日も避難する必要があるという場合には、例えば冷房のある総合体育館を開けることも検討する。また、温泉に避難してもらうことも想定しており、このことについては温泉とも話をしている。長期間の避難が必要となる場合には指定緊急避難場所とは別に避難する場所を確保することとしており、愛農農場に何日も避難していただくということも想定していない。 そうした中で、県と話し合せて、避難場所となる場所をもう少し整備することについて話し合っていかなければいけないという状況である。
54	R6.10.22	市政懇談会	八重畑	地域振興部 石鳥谷総合支所	地域づくり課 地域振興課	区長業務の軽減について	区長は、市から依頼される業務の他に諸団体やコミュニティ会議から役職を割り与えられる。また、所属する行政区での事業や行事等も運営しなければならないので、自ら行政区長になろうとする人はいない。 各コミュニティレベルや各行政区レベルの役員・係を減らす、またはそれぞれの役員・係の人数を減らしてほしい。 花巻市やコミュニティ会議、各種団体から役員、係の選出、推薦の依頼があるが、人口の減少や高齢化により、なり手がいない状況である。 1人で複数の役職を抱えている方もいる。花巻市、コミュニティ会議・消防団、交通安全、小学校、スポーツ推進員、神社、JAなど多数の役員・係の選出が困難である。	日頃、行政区長、コミュニティ会議をはじめとする地域の役員の皆様には、地域づくり活動はもちろん、市政の推進に多大なるご協力をいただき、感謝申し上げます。 市では、花巻市行政区設置規則により現在223の行政区を設置している。区長の皆様には、市からお願いしている文書配布などのほかに、学校や各種団体からもさまざまなお願いがされていることは承知しているものの、地域によってもその内容は異なることから、区長の皆様にごどのような依頼があるのか市としてすべてを把握できていないわけではないが、負担を軽減してほしいとの御要望はいただいております。内部で検討を行っているところである。 令和2年度には、実際にどのような職務が負担と感じているかについて、区長にアンケート調査を実施した。その際に最も負担と感じていることとして挙げられたのは、各種委員等の推薦であった。この結果については、庁内でも共有し、推薦をお願いしている委員等について見直しを依頼したところ、スポーツ推進員について花巻地域では行政区当たり2名としていたところを1名でも可としたこと、保健推進員についても依頼した推薦定員を満たせない場合でも、追加の推薦依頼はしないなどしているところであるが、このほかについては、具体的な見直しには至らなかったところである。 少子高齢化の進行に伴う人口減少のほか、官庁や企業で定年延長が実施されており、これまでは60歳で定年して、以後は地域の活動を担ってもらうといった流れが一般的であったが、そうしたことができなくなり、地域でも役員のなり手が不足している状況にある。それに加えて昨年、コロナ感染症が5類となり、集会等の制限がなくなった。地域においても集会や行事の実施を控えていたものを再開しており、そうしたことも負担を感じる要因の一つとして考えられるところである。 議会でも一般質問やこうした市政懇談会の場でも取り上げられることが多くなっていることも踏まえ、地域の負担軽減について、市として改めて検討することとしている。その検討に当たっては、市から推薦を依頼している委員等についても行うこととしているが、今回、テーマとしていただいた中には、各種団体の役員も減らしてほしいとのことであった。コミュニティ会議も含めた各種団体につきましても、人口減少や高齢化により、団体の長をはじめとする役員の選任などでも困っている状況にあると認識している。 そうしたことも踏まえ、各種団体の統合なども必要になってくるものと考えているが、実際にそうしたことをお話しした際には、それぞれの団体においても団体の統合の必要性などは認識されているものの、これまで団体が担ってきた役割の重要性や中心となつて活動されている方々への配慮も顧みて、現状維持に議論が傾いてしまうことや、それぞれの団体の役割などを広く見渡して調整、コーディネートできる人材の掘り起こしができていなかったことなどがあり、話し合いが進まない状況である。 しかし、地域で大きな課題となっていることから、市としてもコミュニティ会議や区長会などのほか、今後も自治会や自治公民館などからも意見を伺ってまいりたいと考えており、そうした意見や他の自治体での取組例も踏まえながら、地域の団体について、今後も必要な役割が何であるかを確認し、それらを維持しつつ、地域の中で類似した事業を整理、統合していくことも含め、支援の検討を進めてまいりたいと考えている。 なお、コミュニティ会議や自治会、自治公民館などの支援策として、今年度より、コミュニティ会議や自治会などが主催する行事や管理する施設に起因する事故などがあつた場合の損害を補償する自治会等活動保険制度を新たに創設し、その保険料を市が負担している。現在のところ数件、保険の対象となるものであるかの問合せもいただいているが、こうした保険を市で用意することで、コミュニティ会議や自治会の活動を応援し、役員の方々の心理的負担などを少しでも軽減できればと考えている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
55	R6.10.22	市政懇談会	八重畑	地域振興部 石鳥谷総合支所	地域づくり課 地域振興課	区長業務の軽減について	街中だと定年された方が区長になっていることが多いと思うが、この地域では定年前に区長をしなければならないという状況にあると思っている。65歳以下の方でも仕事と区長業務を両立できるような内容にしていただいた方がいいのではないかなと思う。 それに関連して、区長業務の中には各種会費や募金の集金があるが、集金後に金融機関で振り込みをしなければいけない。仕事をしていると昼休み時間に抜け出して金融機関に行くのだが、金融機関は11時半から12時半まで窓口が開いておらず、その昼休み後の時間は混んでいるので、自分の仕事の昼休み時間内に終わらせるのは難しい。区長が集金したもののについて金融機関だけではなく市役所でも受け取ってもらえないか。 また、市からコミュニティに対し、区長の仕事を増やさないように話をしてもらえないものか。	どの地域でも同じような話が出ている。 充て職となっている委員について、定数を減らすことを相談しても委員を委嘱している団体が認めない。その団体としても必要があって委員の選出を依頼しているもので、国の機関に結びついたりしているものもあることから、委員の数を減らすことについてはうまくいかなかった。 もう1つの方法として、区を統合するということも考えられる。そうすると、区長は1人になり充て職も減ることになる。しかし、仮に人口が少ない行政区と人口が多い行政区を統合しようとする場合に、行政区の面積が広がるが人数は増えないということ、人口の多い行政区の負担が大きくなるため、応じてもらえない状況がある。担当課でも対策を考えてはいるが、何年間も同じ状況が続いており、解決するためのアイデアがない状況である。 そうしたときに例えば行政区は統合しない場合でも、人口が少ない行政区であれば2つの行政区から1人を選出してもらうということは考えられるかもしれない。そういうことを担当部で検討して提案し、地元や関係団体から了解を得られるのであれば、そういう対策を取ることも考えられる。充て職となっているものの中にも、日常的に忙しいものとうでないものがあるので、日常の業務が多くないものについては、委員の数を減らしていくことも考えられると思う。 そのほかにも、問題解決のアイデアがあればお知らせいただきたい。 金融機関への振り込みについては、スマートフォンでもできるので、可能であれば利用していただくということもあると思う。本庁であれば銀行窓口があるが、各総合支所では銀行窓口がなくっており、市どこかの窓口でお金を預かることができるかについては検討し、可能であればコミュニティ会議を通してお知らせする。 コミュニティ会議関連の仕事が増えているということについて、コミュニティ会議としても地域で動いていただく方が必要ということがあると思う。区長業務をできるだけ減らした方がいいということとはそのとおりだと思うが、コミュニティ会議の機能を果たすためには、どうしても区長にお願いしなければならない部分もあると思うので、区長にどこまでお願いするかということについては地域で話し合っていたきたい。 広報などの配布物も区長にとって大きな負担となっていると思うが、広報の配布を郵便局に頼むと各家庭に届くのが遅くなる上、お金もすぐかかる。また、広報はたくさんある配布物の一部であり、むしろ多いのは議会のお知らせや学校、PTAからの配布物、コミュニティ会議などからの配布物である。現在はそれらを市で取りまとめ区長に配布をお願いしており、仮に広報の配布を郵便局に委託する場合には、広報以外のものについてどうするかということも考えなければいけない。 区長だけでなく、班長も大変だということも承知しているが、解決策が見つからないのが現状である。
56	R6.10.22	市政懇談会	八重畑	地域振興部	防災危機管理課	避難行動要支援者について	避難指示が出された際の対応について、区長宛に要支援者の名簿と、秘密の封筒が渡されており、先日、開封するよう指示があったので開封したが、なぜ秘密にしなければいけないのか分からなかった。名簿に掲載されている方々と同様の対応ができるのではないかなと思うが、なぜ区別されているのか。	【地域振興部長】 赤い封筒のことかなと思うが、この封筒に入っている名簿に記載されている方々については、事前に希望を聞いた際に名簿に載せて欲しくないと言った方である。いざというときには区長に封筒を開けていただき、避難のサポートをしていただければということである。 【市長】 個人情報保護法において、情報を出す際には本人の承諾が必要というのが原則である。花巻市では、情報を出すことについて承諾しない人が多いと考え、個人情報を出してほしくないという届け出を出さない方については事前に情報提供することを認める条例を作った。 ただし、法律や条例では、安全を守るために必要な場合には、本人の意思に関わらず、関係者に情報を提供することが例外として認められているため、洪水が発生し命が危険にさらされるという場合などには封筒を開けていただくこととしている。封筒の開封については、地域の自主防災組織の長に判断していただくことは出来ないもので、市の責任において状況を判断し、危ないときには開封するよう連絡させていたっている。それに基づいて、自主防災組織の方々が助けに行けるのであれば助けていただきたいが、危険と判断されてから名簿を見て、実際に助けられるかという点と難しいと思う。 稗貫川については、あっという間に水が増えたときには自主防災組織の方々に対応をお願いするわけにもいかないので、自助、共助だけでなく公助も考えなくてはいけないと思う。市全域について公助による対応をすることはできないが、特に急激に危険なところについては、公助として消防団をお願いするしかないので、災害時にどう動くかということをおあらかじめ検討しようということを消防団と消防本部には申し入れている。 個人情報を提供してほしくないという方については事前に情報を伝えるわけにいかないので助けるのは難しくなるが、情報を出せる方についてはどのように助けるかということについて自主防災組織の方々と、相談しながら検討する必要があると思っている。 市全域やるのは無理だが、特に稗貫川の水かさが増えたとところで浸水想定区域になっている一部の地域については、そういう話し合いをしようと考えている。
57	R6.10.22	市政懇談会	八重畑	地域振興部	防災危機管理課	避難行動要支援者について	区長が不在の時に避難指示が出た場合、秘密の封筒の方々が見捨てられかねないと思っている。区長の責任がものすごく重く感じている。 自主防災に関わる人たちは知っておいた方がいいと思うが、現状の対応しかできないものなのか。	そのような対応ができればいいが、行政が法律違反をすることはできない。避難指示が出るときは、自主防災組織の長には一斉に連絡がいくようになっており、連絡が届いているかは把握できるようにになっている。赤い封筒の中の名簿に記載されている方々については、市でも把握をしているので、その方々への対応については再度検討し、対応マニュアルに記載することとする。
58	R6.10.22	市政懇談会	八重畑	教育部	教育企画課	子供の居場所について	石鳥谷全体で子どもが集まれる場所がないと思っている。例えば子どもたち同士で集まって本を読んだり、テスト勉強や受験勉強をする場所があればいいと思う。他県では既存の施設を利用して、期間限定で貸し出すということも聞いたことがある。 防音設備があれば、楽器を演奏できて子どもたちも楽しいのではないかなと思う。	子どもたちや親の希望がどの程度あるかということだと思う。地域によって、例えば八重畑の子どもは石鳥谷図書館に行くのは難しいといったことはあると思う。 勉強できる場所については、花巻だと駅前のなはんプラザやまび学園があるが、大迫地域においてもそのような場所がほしいという要望があった。 どの程度できるか分からないが、これから地域の方々も含めて検討していかなければいけないことだと思うので、御意見として承って、考えさせていただきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
59	R6.10.28	市政懇談会	松園	地域振興部	地域づくり課	高齢化が進む中での地域活動について	地区でも高齢化が進んで、自治会の活動なども高齢者が支えている現状である。その一方で、地区行事に参加できない高齢者も増えているが、そのような状況では、今後の地域活動をこれまで通り続けていけるか心配をしている。どのように地域活動を行っていくべきか。	【地域振興部長】 自治会については、住民の皆様により自主的に組織され、防犯、防災に関する活動、ごみ集積所の設置など地域の住環境の整備のほか、さまざまな活動を通じて住民相互の親睦に大きな役割を果たしているほか、市道の草刈りや花壇整備など市と連携した活動も多く、市政の推進に多大なご協力をいただいているところであり、皆様の活動に感謝申し上げます。 高齢化の進行は、花巻市のみならず全国的な課題となっている。その影響は、自治会の運営にも及んでおり、会員の減少や運営を担う役員の成り手不足など具体的な支障も出てきているものと認識している。他の地区での市政懇談会でも少子高齢化の影響による自治会の今後の方向性などについて取り上げられており、市として、地域の負担軽減についてどのようなことができるか検討を行っている状況である。 冒頭申し上げたように、自治会は一定の地域の住民で自主的に組織されたものであり、それぞれの特性を生かして住民の親睦などに取り組まれている。市としては、自治会がそうした組織であるからこそ、高齢者の社会参画、生きがいづくりの場としての役割を期待しているところである。活動の例としては、高齢者サロンや小中学生の登下校の見守り、会員の親睦の行事の場面や回覧板を回す際に近所で変わったことがないか気に留めるなど、それぞれの地域でできることについて、取り組んでもらえればと考えている。これらについては、市から要請するといったものではなく、あくまでも自治会の中で相談し、可能な範囲でという趣旨である。 なお、先ほど申し上げたように地域の負担軽減について検討することとしており、具体的な内容を申し上げられる段階にはないが、地域に推薦をお願いしている委員の削減や市主催行事への参加要請人数の割り当てなどを見直すことができないかなどを考えているが、こうした点についてコミュニティ会議や区長会、自治公民館協議会などからもご意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えている。
60	R6.10.28	市政懇談会	松園	地域振興部	地域づくり課	役員のなり手不足について	役員の仕事が多い少ないということよりも、住民が地域行事に参加するかどうかという段階の方が多く感じしており、役員のなり手が少ないというのが一番の課題であると思う。 自分の地域では持ち回りで役員をやっているが、高齢者も多く、自治会の負担が多くなっていく中で、市として何らかの支援をすることは考えていないのか。	【市長】 どこの地域でも高齢化が進んでおり、また、定年延長の影響もあって、自治会活動に協力してくれる方が減っている状況である。 松園地域では、周辺部に比べると若い方も多い地域であり、そういう意味ではまだ地域の活動を維持できているところだとは思う。 この問題については、市としても解決策のアイデアがなく、困っているところである。山治いの地域では自治会を統合すればいいという話も出たことがあるが、一方の地区は面積が小さく人口が多い、もう一方では面積が大きく人口が少ないとなると、人口の多い地域では仕事が増えることから合併をしたがらない。 地域に選出をお願いしている委員については、いずれも重要なもので無くすることは出来ないと思うが、例えば、自治会を合併しないまでも、2つの自治会から一人選出すればいいということにして地域の負担を減らせるのであれば、そういったことも検討する必要があるとも考えているが、この地域の中で特にどのようなことに困っているかを教えていただきたい。
61	R6.10.28	市政懇談会	松園	地域振興部	地域づくり課	地域活動について	【松園町五区】 地域活動については、地域住民の相互理解のために必要だと思う。最近では、同じ地区に住む住民のことを分からないケースも増えているが、挨拶や世間話ができるくらいの関係性を構築するために地域行事があると 思っている。 本来であれば、一人暮らしの方など普段顔を合わせる機会の少ない人にも地域行事に出てもうのが理想であるが、集まる方もある程度限定されているのが現状であり、やれる範囲でやっていくしかないと思っている。 【松園町二区】 松園町二区には21班あり、それを4つのグループに分けて、2年に1回、役員を割り当てしている。 総務担当の中には40代の方もおり、仕事や家庭の都合上、活動に参加できないことも多いが、やれる範囲で対応していただいており、できない部分は他の役員が補助しながら対応している。 仕事が多いと大変だとは思いますが、それを苦にせず、楽しくできるような工夫をしていけば若い方の負担も減らせるのではないかと思う。仕事の量と、楽しくできるような方法を考えないと長続きしないと思う。	いただいたご意見はそのとおりだと思う。 大変だとは思いますが、無理のない範囲での対応をお願いしたい。
62	R6.10.28	市政懇談会	松園	健康福祉部	長寿福祉課	敬老祭のあり方について	敬老祭の対象者は毎年、増え続けている。現在は75歳以上が対象者になっているが、対象者が増えることにより、民生委員の負担が大きくなっている。こうしたことから、対象者の年齢を見直す考えはないのか、見直すすればいつからになるのかを伺いたい。	老人福祉法第5条「国民の間に広く老人の福祉についての理解と関心を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設けることとし、地方公共団体は、老人週間において、老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない」の規定に基づき、花巻市では、花巻市社会福祉協議会が主催し、行政区、実行委員会等の地域の団体と連携して開催されている敬老会への補助として、75歳以上の対象者一人当たり1,200円の補助金を社会福祉協議会を通じて交付している。 補助対象年齢について、当市では平成5年度より75歳以上を対象としているが、県内13市の状況を見ると、11市が敬老会への補助等を行っており、対象年齢は、80歳以上が1市、77歳以上が1市、75歳以上が8市、77歳・88歳・90歳が1市となっている。 敬老会の対象となる75歳という年齢について、職場や地域で、現役で活躍されている方も多く、対象者の意識も変化してきている状況がある一方で、敬老会の開催を楽しみにされている方もあることから、市としては、今すぐの見直しは考えていないが、他市の状況や地域の皆様のご意見等を参考にしながら、今後の対応について検討していく。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
63	R6.10.28	市政懇談会	松園	健康福祉部	長寿福祉課	敬老祭に係る民生委員の負担について	今回、敬老祭のあり方をテーマとして挙げた背景として、民生委員からの要望があったもので、地域というより民生委員の負担が多いと思っている。敬老祭当日の対応というよりは、対象者のリストアップや出欠確認など、事前準備が大変だと思う。	出欠確認等の事前準備に苦労していることは理解した。
64	R6.10.28	市政懇談会	松園	健康福祉部	長寿福祉課	敬老祭の対象年齢について	平成5年に75歳に対象年齢を上げたという話であったが、それ以前は対象年齢を何歳からに設定していたのか。また、当時、対象年齢を上げた経緯について伺いたい。	【健康福祉部長】 対象年齢を75歳に引き上げる以前は、70歳以上を対象としていた。 対象年齢を引き上げた経緯については、平成5年当時の資料が残っていないため推測になるが、現役で働かれている人が増えたことや、対象者の人数が増えたことが要因ではないかと考えられる。 【市長】 市の人口を見ると、75歳以上の人口は今後5、6年は増え続ける見込みだが、65歳以上の人口は減少し始めており、お世話をする人が減ってきている中で対象者となる75歳以上の方は増えるので、対応が難しくなっているかもしれない。 しかし、一気に対象年齢を上げてしまうと、これまで参加していた人が参加できなくなってしまうので、2年に一度、1歳ずつ対象年齢を上げていくことは考えられるかもしれない。 このことについては、地域の方々や相談していく必要があると思うので、コミュニティ会議の代表が集まる会議の際などに話を聞いたり、場合によっては地域ごとに対象年齢を決めるということもあるかもしれない。
65	R6.10.28	市政懇談会	松園	健康福祉部	長寿福祉課	敬老祭について	毎年民生委員の定例会が開催されているので、民生委員の意見を聞いてみるのも良いと思う。	民生委員の理事会や総会で話を聞くということはあると思う。 実際に敬老会に参加しているのは80歳以上の方が多いのか、あるいは75歳になってすぐの方が多いのか、実際の参加状況について伺いたい。
66	R6.10.28	市政懇談会	松園	健康福祉部	長寿福祉課	敬老祭の実施状況について	【松園町五区】 松園町五区では75歳以上の対象者が88名、敬老会に参加したのが22名で、75歳になって始めて参加したという方が多い。 高齢になると動けなくなったり、また女性の参加者からは着飾っていくのが面倒という意見も出ている。 昨年は渡り温泉で開催したところ参加が10名だけであったが、今年は地域の集会所で開催したところ22名の参加となったので、普段着で集まれる敬老会もいいのかと思った。 【松園町四区】 松園町四区では対象者が200名ほどいる。コロナ禍前は温泉で敬老会を開催していたが、参加する人と参加しない人の間で不公平が生じると考え、コロナ禍後は記念品を渡すということで対応している。 【松園町二区】 松園町二区では160名ほどの対象者のうち、敬老会に参加したのは36名ほどであった。以前は地区の公民館で開催していたが、手狭になったため、現在は他の施設を借りて開催している。 敬老会の開催に当たっては、しおりを作ったり、出欠確認をするのが大変だと思っているが、地区には民生委員が2名おり、敬老会開催についての苦情は聞いていない。 【松園町三区】 松園町三区の対象者は112名ほどで、そのうちの60名近くが80歳以上となっている。参加者は13、14名ほどである。 年配の方が出てくるのは難しいので、75歳になったばかりの方々については極力参加するよう呼びかけをしている。	当日のコメントなし

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
67	R6.10.28	市政懇談会	松園	建設部 地域振興部 市民生活部	建築住宅課 定住推進課 生活環境課	空き家と空き地の問題について	空き家の定義について伺いたい。 また、所有者が不在(居住している高齢者が施設に入所)の空き家にはハチの巣ができ、やむを得ず近所の人が駆除をした実例がある。また、空き地の草がぼうぼうになっていて、処置に困る場所も見受けられる。こうしたことから、このような空き家と空き地に対し、市として何か対応することができないか伺いたい。	【建設部長】 空き家の定義について、職場と離れている、施設に入っているなどの理由により人が住んでいない家や、相続が来ずに空き家となっているケースなど様々なあるが、全て空き家という扱いになる。その中で、管理がされていない空き家については第三者に迷惑をかける可能性があるので、空き家対策特別措置法において管理に関する指導を行い、改善していただくこととなる。 空き家対策については、市では花巻市空き家等対策計画に基づき行っているが、空家所有者等自らが管理、保存することが原則となっている。市で行っている空き家対策の取り組みとしては毎年、所有者等が自ら管理する必要があることを認識していただくため、建物所有者に対し、固定資産税の通知の際に所有者の責務に関するチラシを同封し、空き家問題について注意喚起しているところである。また、空き家敷地内から隣地や道路などに草木が越境していたり空き家にはハチの巣ができているなどの通報をいただいた場合には、職員が現地を確認した上で、所有者等に対し適正な管理を促す文書を送付しており、その際には空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバー人材センターのチラシやハチの駆除業者一覧表などを同封して所有者等が自ら対応していただく方法を周知している。空き家所有者の方が施設等に入所している場合などについても施設等に適正な管理のお願い文書を送付することになる。関係者全員が相続放棄されているなど空き家所有者が特定されない場合については、関係部署と連携を図って対応することも考えられることから、空き家問題に関して地域でお困りの場合は、建築住宅課までご相談願いたい。 また、空き家所有者に対しては、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けており、毎年、8月に空き家の無料相談会を開催し、空き家売却したいとか相続についてなど多様にわたる空き家問題について、相談を受けているところであるが、空き家について相談がある場合は随時受け付けているので、建築住宅課までご連絡いただきたい。 【地域振興部長】 花巻市では空き家バンクを運営しており、空き家バンクに登録した物件については、移住定住ポータルサイト「いっとこ花巻」や全国版空き家バンクのサイトで紹介している。また、空き家バンクに登録された空き家が市外の方と売買または賃貸について成約に至った場合、その空き家の所有者に奨励金として10万円を交付している。 市では、空き家の空き家バンクへの登録について、固定資産税納税通知書へのチラシ同封や、広報はなまき、花巻市ホームページでの周知などに取り組んでいる。 また、県外から移住された方が空き家を取得・賃借した場合、リフォーム費用、引越費用、家具家電の購入費用等を上限200万円まで補助する「定住促進住宅取得等補助金」がある。 加えて39歳以下の方及び県外から移住された方が空き家を取得した場合、30万円の奨励金が交付される「若者世代等空き家取得奨励金等」がある。 市ではこのような制度を設け、空き家の活用を図っている。 【市民生活部長】 私有地に限らず、草や樹木等の管理は、その土地の所有者又は管理者の責任において行うべきものであり、また、基本的に所有者や管理者以外の者が、個人の所有地の草や樹木等を勝手に伐採したり、剪定したりすることはできないものであり、これは市であつても同様である。 このことから、空き地が私有地である場合は、市が強制力をもって除草や剪定、伐採等をしたり、指導や命令等を行ったりすることはできないものであるため、私有地の除草や竹木の剪定などの管理は、まずは、当事者間で解決していただくことが基本となるが、土地の所有者が分からない場合は、法務局において、誰でも交付を受けることができる登記事項証明書により確認することが可能であるので、これまで、市民などからご相談があった際には、その旨をご説明しご対応をいただいているところである。 なお、ご相談者がご高齢であるなど、ご自身でご確認いただくことが困難であるなどのやむを得ない事情がある場合は、市がその所在を調査し、現場確認を行った上で、「現状写真」と「市内の草刈り作業や剪定作業を依頼できる事業者一覧」を同封し、土地の所有者等に対して、適正な管理を促す文書を送付しているところである。
68	R6.10.28	市政懇談会	松園	建設部 地域振興部	建築住宅課 定住推進課	空き家の状況について	空き家は市街地にも多くあるものか。	平成27年度頃から空き家バンクの制度を開始して、これまでに約200件の成約をしているが、そのうちの多くは市街地の空き家である。 また、県外から来る方については、東和町の空き家なども人気になっている。
69	R6.10.28	市政懇談会	松園	建設部	建築住宅課	危険な空き家への対応について	松園町でも空き家が出始めており、所有者が分からないくらい古い空き家や雨風で潰れてしまいそうな空き家まである。通学路に面しているところもあり、危険であると思うが、所有者を探して解体等をお願いするということにしかないのか。	【建築住宅課長】 空き家を解体する場合の補助金として、花巻市では2つの補助を用意している。 一つは、道路や隣の家倒れそうといった危険な空家を所有者に解体していただくための補助金で、補助の上限を50万円とする「老朽危険住宅除却費補助金」である。 もう一つは、令和3年度から新たに創設した補助金で、空き家を解体し、そこに住宅や店舗、集合住宅を建てる場合に解体費の一部を補助する「空家等解体活用補助金」で、この制度を設けているのは県内で花巻市のみである。対象は市内全域となっており、補助額は解体費の2分の1で上限40万円となっているが、昭和56年以前に建てられた建物、いわゆる旧耐震基準の建物については上限額を50万円として、耐震率を上げたいと考えている。さらに、居住誘導区域や大道、東和にある生活サービス拠点区域内の空き家については、補助金の上限を100万円としている。 空き家の中でも特に危険であると市が認定したものについては特定空き家として取り扱うこととなる。市が特定空き家に認定した場合には、空き家の所有者に対し指導や勧告をすることになるが、勧告をした段階で固定資産税の優遇措置をなくし、建物が建てていたとしても更地並みの課税することになる。それでも改善されない場合には、行政が代わりに建物を解体し、掛かった費用を所有者に請求する行政代執行をすることができるようになっている。 花巻市では今年度、上町のビルで行政代執行を行っている。費用を所有者から徴収しきれない可能性もあり、市のお金を使って他人の建物を壊すということになるので、ハードルの高いことではあるが、本日に危険な空き家については継続して対応していきたい。 【市長】 特定空き家について行政が代執行できるのは、隣家に倒れてくるとか道路に落ちてくるといった危険な場合だけである。 市がこれまで特定空き家に指定したのは2件であり、そのうち1件は所有者が解体をした。もう1件については、所有者が破産しており、解体することができないということで、市で解体作業を委託し、解体が完了したところである。解体には1億4000万円ほどの費用が掛かっているが、解体後の土地を売却したとしても数百万円の価値しかないので、市民の皆様から税金としていただいたお金を使って解体し、ほとんど回収できないということになる。そのため、制度としてはあるものの、簡単に使えるものではない。 今回行政代執行をした建物については、通行人に危険が及ぶ可能性が高いということをやむを得ず対応したものに比べると、普通の空き家であれば隣家の住人が怪我をするといった可能性は低いため、簡単に行政代執行するということにはならない。
70	R6.10.28	市政懇談会	松園	建設部	都市政策課	芝生化した公園の管理について	わかたけ公園について、芝生化をしていただき、今年は市に維持管理をしていただいているが、今後は地域で管理をしていただきたいとの話が担当課からあった。管理に当たってどのような条件があるかお知らせいただきたい。 また、地域の連絡協議会の年度が11月締めとなっているので、維持管理の具体的な方向性についてお示しいただきたい。	地域で管理していただくということを前提に芝生化をしたという経緯は聞いているが、維持管理の詳細については把握していないので、個別に担当の都市政策課と調整させていただきたい。 【懇談会後の対応】 10月29日に松園町五区区长と松園町二区区长へ来年度以降のわかたけ公園草刈り清掃作業について地元団体に委託したいこと、委託する場合の作業期間、作業内容、刈草の処理方法と芝刈り機械の貸出制度について説明した。地元としては草刈り清掃作業を請け負う意向があることと、芝刈り機械の貸出を希望するとの意見を両区長から伺い、委託料などの詳細については今年度中に示すことで了解を得た。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
71	R6.10.28	市政懇談会	松園	農林部	農村林務課	熊対策としての木の処分について	9月15日号の広報はなまきに「不要なカキの木、クリの木切りませんか」という記事が載ったが、どんぐりの実がなる木の伐採についてはなぜ載らないのか。 自宅の北側に市有地があり、どんぐりの実がなることから、熊が来ないか心配している。どんぐりの実がなる木の処分についても検討いただきたい。	熊はカキとクリが特に好物であるということで、それらがあるとわざわざ山から下りてくると言われているため、補助の対象としたものである。 ご指摘のとおり、どんぐりは熊の主食であるとされており、ナラの木を含めてどんぐりになる木もない方がいいというのはそのとおりだと思うが、この付近の広葉樹はナラの木が多く、かなりの数があるので、ナラの木まで切るとなると大変なことになる。 また、ナラの木は山にもたくさん生えており、熊がわざわざナラの木のどんぐりを取りに里に下りてくるかは分らないが、カキやクリと比べて里にない方がいいと言いつけるものではないと思う。 都会では、山にナラの木を植えてどんぐりの実がなれば熊が植えることがなくなり、里に下りてこなくなると考えて、山にナラの木を植えるという運動をしている方々がいるが、食べるものが増えると熊の数も増えるので、どんぐりが不作の際には里に下りてくる可能性が高くなるので、わざわざ木を植えることはするべきでないと思う。 先日、星が丘の公園に熊が出没した際には罠を設置したが、AIカメラを確認したところ、罠の手前までは来ていたが、公園にはどんぐりの実が多くあり、罠の餌を食べる必要がなかったため罠には入らなかった。どんぐりの実が熊の餌になるということは確かだが、山も含めてたくさん生えているナラの木を全て伐採するのは現実的ではないと思う。
72	R6.10.28	市政懇談会	松園	農林部	農村林務課	AIカメラ設置の成果について	熊対策として市で設置したAIカメラについて、成果を教えてください。	8月末時点でも数十件写っていた。 桜台小学校の北側の通学路については、通学途中の子どもが熊を見かけたという情報が入ったためにカメラを設置したところ、熊が写ったために、罠を設置したり通学の車を用意することができた。 カメラ1台に何十万円もしているものでもないので、十分に役に立っていると思っている。
73	R6.10.28	市政懇談会	松園	健康福祉部	長寿福祉課	ご近所サポート事業の助成について	松園町二区、三区でご近所サポート事業に取り組んでおり、今後、コミュニティ単位でやってはどうかという話も出ている。この事業を行うに当たったの助成金は上限が50万円となっており、二区と三区だけのときは何とか足りているが、コミュニティ単位で行うとなると50万円では厳しい。助成金の上限額について検討いただけないか。	利用人数の上限を10人とした中で、助成金の上限を50万円としているが、コミュニティ単位での実施となれば対象者も増えるので、助成金の上限額についても検討の余地はあると思う。 コミュニティ全域で事業を行っていたのであれば、ボランティアの確保など難しいところもあるかと思うので、長寿福祉課にご相談いただきたい。
74	R6.10.28	市政懇談会	松園	健康福祉部	長寿福祉課	ボランティアの募集について	花巻市広域でボランティアを募集するという制度はないのか。地区内でボランティアをしてくれる人がいない場合に、他の地区のボランティアにお願いするということはあるのか。	一般的なボランティアであれば、社会福祉協議会にボランティアセンターがあるのでそちらにご相談いただきたい。 ご近所サポーター事業については、制度上、地域からボランティアを出さなければいけないということではないが、利用者も知っている方をお願いしたいということもあると思うので、他の地区から来て対応してもらうというのは難しいかと思う。